危機管理マニュアル（抜粋）

令和８年４月１日

令和８年９月２５日改訂

学校法人　誠恵学院

誠 恵 高 等 学 校

Ⅰ　災害時対応等について

1　マニュアルの基本事項

（1）本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成した。

（2）関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定め、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

2　危機管理の基本方針

（1）本校における危機管理の基本原則

・生徒の生命、安全の確保を第一とする。
・指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
・地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
※本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

（2）本校における危機管理の基本方針

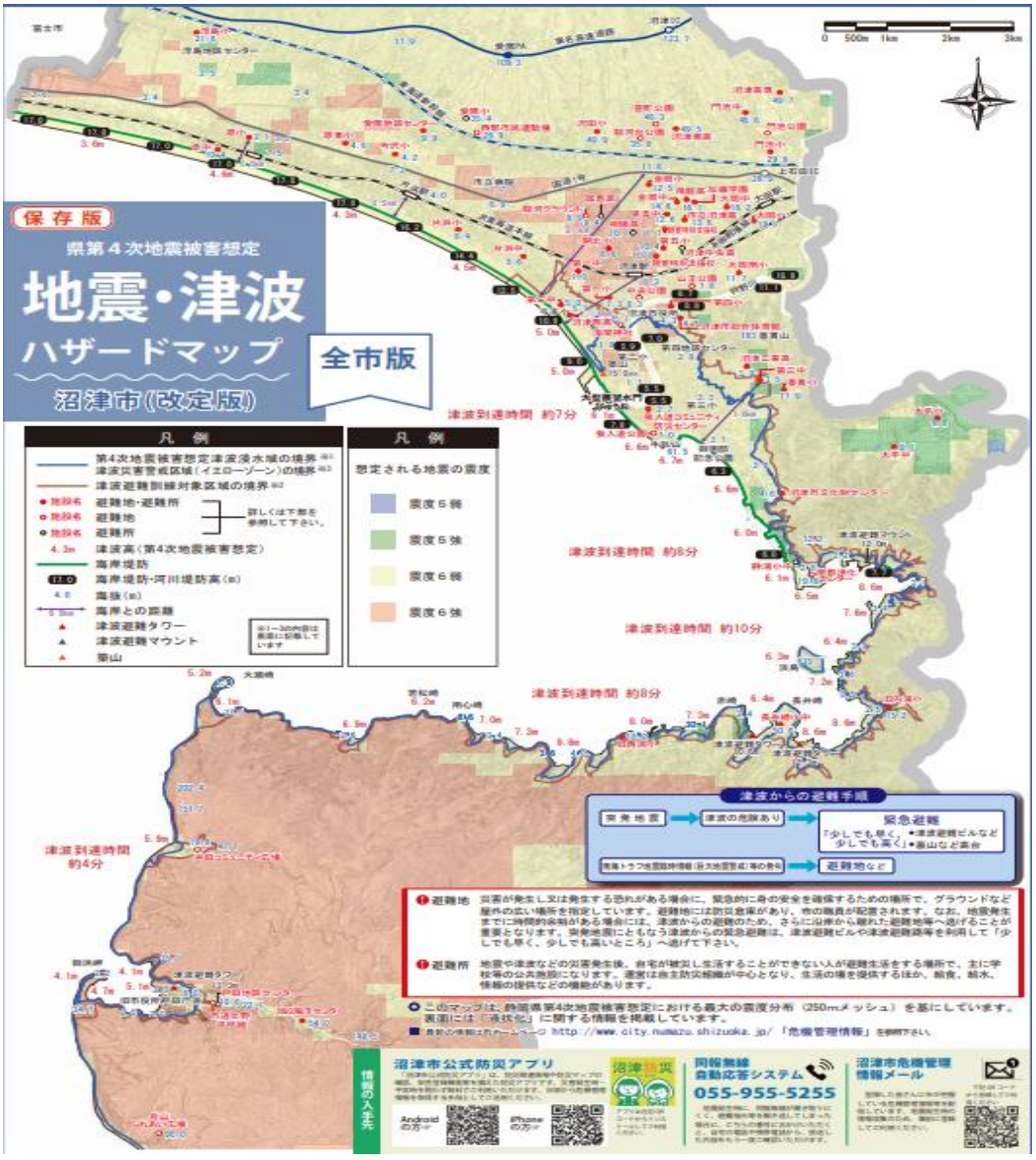
・危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
・学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
・教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（ＰＴＡ）、地域住民等との連携を図る。
・危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
・万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
・危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

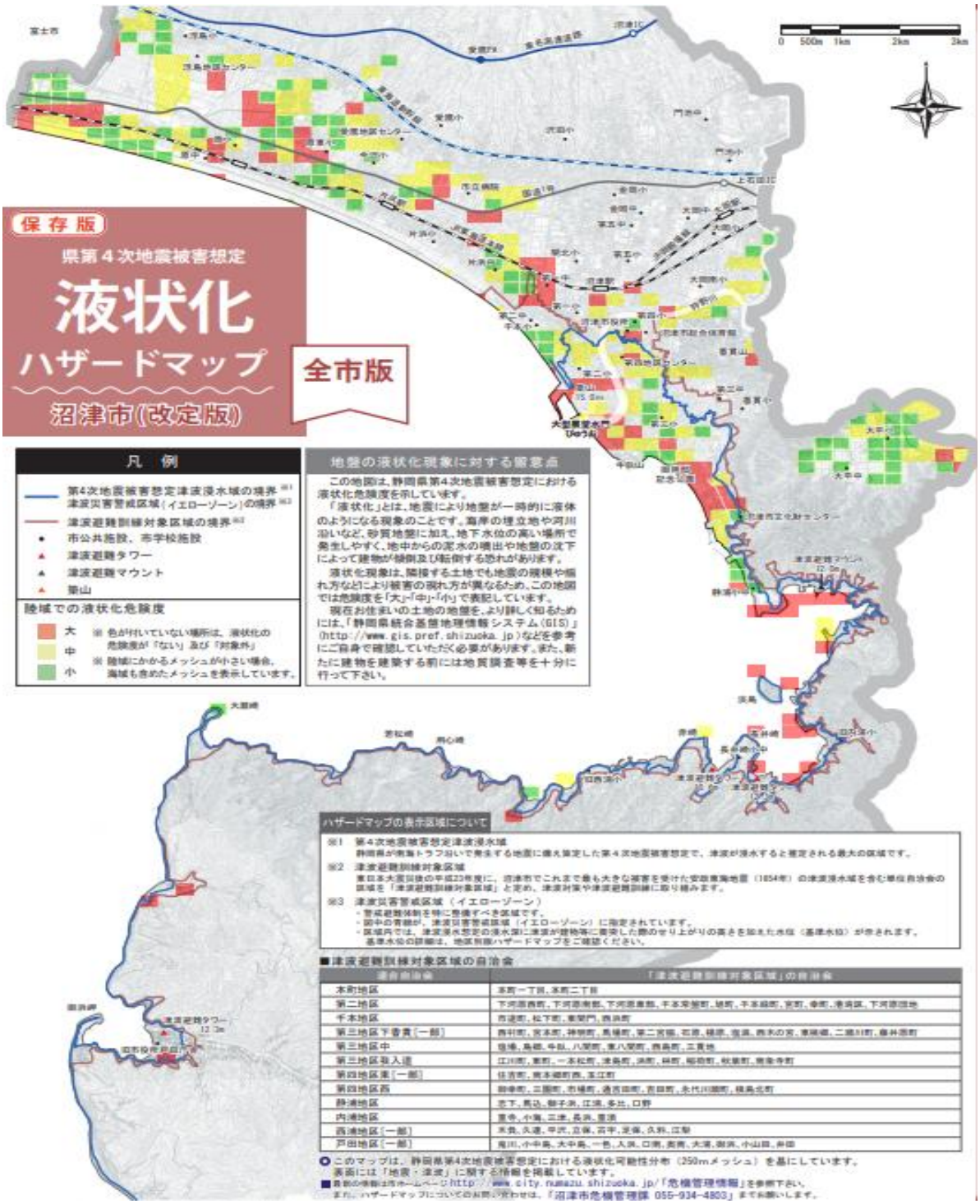
5　地域・学校・学区の現状

区分	項目	内容
学校所在地の特徴	住所	沼津市沼北町 2-9-12
	海抜	9.8m
	海岸からの距離	2 ㎞
	近隣の河川	新中川
	周辺の地形	
学校の被害想定	最大震度	震度 6 強
	津波浸水	津波浸水域外
	液状化	発生の可能性は低い
	土砂災害（警戒区域等の指定）	誠恵グラウンド被害の可能性あり

	洪水浸水（想定区域等の指定）		1～3m（新中川氾濫）			
	原子力発電所との位置関係		UPZ 外			
	火山避難対象エリア		避難対象エリア外（富士山）			
	その他の被害					
生徒の状況	生徒数（人）	区分	１年	２年	３年	計
		高校				
	通学範囲	居住市町	沼津市・富士市・三島市・清水町・長泉町・富士宮市・裾野市・御殿場市・小山町・伊豆の国市・熱海市・伊豆市・伊東市・河津町・小田原市			
		東端	小田原市			
		西端	焼津市			
		南端（沿岸）	松崎町			
		北端	小山町			

沼津市ハザードマップ





津波自治会	「津波避難訓練対象区域」の自治会
本町地区	本町一丁目、本町二丁目
第二地区	下河原西町、下河原南部、下河原東部、千本港町、城前、千本緑町、宮町、幸町、港南区、下河原団地
千本地区	市道町、松下町、東間門、西浜町
第三地区下香貫（一部）	西村町、宮本町、神明町、馬場町、第二宮脇、石倉、横堀、笹洞、西木の宮、東横堀、二葉川町、春井原町
第三地区中	塩場、鳥郷、中島、八間町、東八間町、西島町、三貫地
第三地区本入道	江川町、東町、一本松町、港島町、浜町、緑町、船頭町、牧堂町、雲海寺前
第四地区東（一部）	住吉町、東本郷町西、五江町
第四地区西	御幸町、三園町、市場町、通西田町、青田町、永代川端町、横長北町
静浦地区	志下、馬込、獅子浜、江浦、多比、口野
内浦地区	重寺、小海、三津、長浜、重須
西浦地区（一部）	木負、久連、平沢、立保、宮平、足保、久料、江梨
戸田地区（一部）	尾川、小中島、大中島、一色、人浜、口浦、奥香、大瀬、御浜、小山田、井田

６　教員について

（１）教職員名簿

指揮命令順位	職名	氏名	応急対策要員	勤務時間外の対応	緊急連絡先
	理事長				
1	校長				
2	教頭				
3	教頭				
4	教務課課長				
5	生徒課課長				
6	管理課課長				

※応急対策要員は指揮命令順位１～６の役職と参集基準Ａに該当する者

※参集基準

	A	B	C	D	E
参集先への距離	２km未満	６km未満	10 km未満		
参集可能時間の目安	徒歩により概ね 30 分程度で参集可	自転車により概ね 30 分程度で参集可	原付・自動二輪により概ね 30 分程度で参集可	左記以外で参集する学校まで概ね 1 時間程度で参集可	A～D 以外

（２）教職員の参集基準

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">状況</th><th>応急対策要員</th><th>その他職員</th></tr>
<tr><td rowspan="6">地震</td><td rowspan="2">突発地震</td><td>震度５強</td><td rowspan="2">所属校へ参集</td><td>校長の指示に従って行動</td></tr>
<tr><td>震度６弱以上</td><td>所属校へ参集</td></tr>
<tr><td rowspan="4">南海トラフ地震臨時状況</td><td>「調査中」</td><td>安全に留意し、連絡が取れる状態を確保</td><td rowspan="4">安全に留意し、連絡が取れる状態を確保</td></tr>
<tr><td>「巨大地震注意」</td><td rowspan="2">校長等の指示により参集</td></tr>
<tr><td>「巨大地震警戒」</td></tr>
<tr><td>「調査終了」</td><td>安全に留意し、連絡が取れる状態を確保</td></tr>
<tr><td rowspan="3">津波</td><td colspan="2">津波注意報</td><td>安全に留意し、連絡が取れる状態を確保</td><td>安全に留意し、連絡が取れる状態を確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波警報</td><td rowspan="2">避難安全確保後に、校長等の指示</td><td rowspan="2">避難安全確保後、連絡が取れる状態を確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津波警報</td></tr>
</table>

		により参集	
風水害	警戒レベル３相当 （大雨、氾濫、土砂災害、暴風）	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
	警戒レベル４以上 （校区内の地区に避難情報）	避難安全確保後に、校長等の指示により参集	避難安全確保後、連絡が取れる状態を確保
火山噴火	火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき：（富士山） 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報が発表されたとき： （伊豆東部火山群）	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保 警戒レベル３発令時に休校措置をとる学校は情報収集に着手	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
	噴火警報レベル３～５	避難安全確保後に、校長等の指示により参集	避難安全確保後、連絡が取れる状態を確保

※自らの身の安全の確保を優先すること

７　教育活動の実施基準

（１）地震

<table>
<tr><td colspan="3">状況</td><td colspan="2">基準</td></tr>
<tr><td>地震</td><td colspan="2">震度４以下</td><td colspan="2">通常授業、ただし状況に応じて授業中止</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">震度５弱以上</td><td colspan="2">ただちに教育活動を中止</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="3">南海トラフ地震臨時情報</td><td>調査中</td><td colspan="2" rowspan="2">原則通常授業</td></tr>
<tr><td></td><td>巨大地震注意</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">巨大地震警戒</td><td>事前避難対象地域</td><td>ただちに教育活動を中止（１週間程度の休校）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上記以外</td><td>原則通常授業</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>調査終了</td><td colspan="2">原則通常授業</td></tr>
</table>

（２）津波

注意報・警報	教育活動基準
津波注意報	＜在校時＞ ・通常授業 ・沿岸部の活動は中止
津波警報 大津波警報	＜在校時＞ ・教育活動を中止 ＜学校管理下外＞ ・避難又は自宅待機 ・大津波又は津波警報が解除され、安全を確認し

	た上で登下校

（３）気象警報・注意報発表時

情報		対応
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	・通常授業 ・生徒は安全を確認した上で登下校
警報（警戒レベル３以上）	暴風 大雨 氾濫 土砂災害	・午前６時の時点で左記の警報（レベル３以上）が２つ以上出ている場合、生徒は自宅待機 ・午前 11 時までに警報が解除された場合、生徒は警報が解除され次第、安全を確認して登校 ・午前 11 時までに警報が解除されない場合、学校は休校、生徒は自宅待機
	その他気象警報	・原則通常授業 ・状況に応じて学校は休校措置を取る ・市町村から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※生徒は安全に留意し、沼津市や登下校の際に通過する市町村の状況を確認し登下校する。
　安全が確保できない場合は登校しないこと。その際、必ず学校に連絡をする。
※気象庁や市町から発表される情報（警戒レベル）を考慮すること。

（４）火山災害

	レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	レベル４・５	休校	・下校又は引渡し
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	レベル３	原則休校	・下校又は引渡し
	レベル２	通常授業	・通常通り
噴火予報	レベル１	通常授業	・通常通り

※本校は避難対象エリア外

（５）原子力災害

	警戒事態	施設敷地緊急事態	前面緊急事態
PAZ 内	ただちに教育活動中止		
UPZ 内			
UPZ 外	通常授業		

※本校は UPZ 外の学校だが、周囲の状況に合わせて適宜最善の対応をする。

9　情報の収集方法

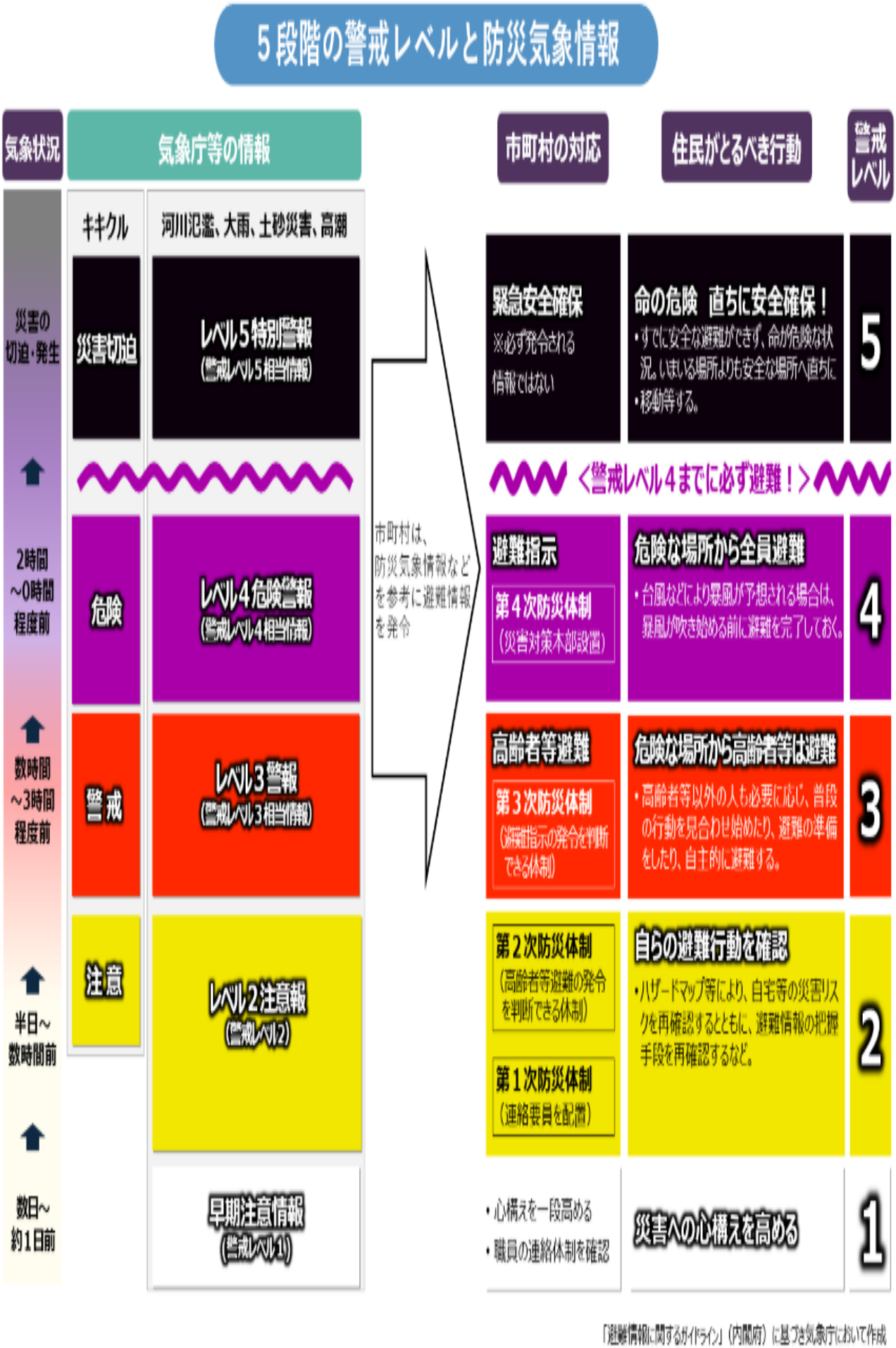
（1）各機関 QR コード

災害関連情報（NHK）	台風情報（気象庁）	警報・注意報（気象庁）	土砂災害危険度分布（気象庁）
洪水危険度分布（気象庁）	浸水害危険度分布（気象庁）	雨量情報（静岡県土木防災情報）	キキクル（気象庁）
静岡県ＧＩＳ（静岡県）	重ねるハザードマップ（国土地理院）	運行状況（ＪＲ東海）	静岡県総合防災アプリ（静岡県）
富士山ハザードマップ			



（2）参考資料

5段階の警報レベルと防災気象情報と市町村の対応について


5段階の警戒レベルと防災気象情報
気象状況
気象庁等の情報
キキクル
河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮
市町村の対応
住民がとるべき行動
警戒レベル
災害の切迫・発生
2時間～0時間程度前
数時間～3時間程度前
半日～数時間前
数日～約1日前
災害切迫
レベル5特別警報
(警戒レベル5相当情報)
緊急安全確保
※必ず発令される情報ではない
命の危険 直ちに安全確保！
・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに
・移動等する。
5
<警戒レベル4までに必ず避難！>
危険
レベル4危険警報
(警戒レベル4相当情報)
避難指示
第4次防災体制
(災害対策本部設置)
危険な場所から全員避難
・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
4
市町村は、防災気象情報などを参考に避難情報を発令
警戒
レベル3警報
(警戒レベル3相当情報)
高齢者等避難
第3次防災体制
(避難指示の発令を判断できる体制)
危険な場所から高齢者等は避難
・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
3
注意
レベル2注意報
(警戒レベル2)
第2次防災体制
(高齢者等避難の発令を判断できる体制)
第1次防災体制
(連絡要員を配置)
自らの避難行動を確認
・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。
2
早期注意情報
(警戒レベル1)
・心構えを一段高める
・職員の連絡体制を確認
災害への心構えを高める
1
「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

１０　緊急時の連絡体制

（１）職員への連絡

職員へは職員連絡網を利用し①校長、②教頭、③学年主任、④各学年部教員の順番での連絡とする。なお、事務室職員へは①校長、②事務長、③事務職員の順番での連絡とする。非常勤職員への連絡は教務課の分掌で決められている連絡係が連絡をする。

・誠恵高等学校職員連絡網（別紙参照）

・災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を活用する。なお、緊急時の連絡手段について、年度当初に保護者に伝達する。

（２）関係機関連絡先

関係機関	電話	FAX	備考
県教育委員会 教育施設課	054-221-3128 054-221-3126	054-221-3362	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
県教育委員会 高等教育課	054-221-3114 054-221-3110	054-251-8685	kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp
県教育委員会 特別支援教育課	054-221-2090 254-221-2942	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
県教育委員会 健康体育課	054－221-2740 054-221-3677	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
私学振興課	054-221-3346	054-221-2943	shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp
沼津市危機管理課	055-934-4803	055-934-0027	kikikanri@city.numazu.lg.jp
沼津警察署	055-952-0110		
駿東伊豆消防本部	055-920-0119		
小野医院	055-951-6213		
金岡保育所	055-923-0383	055-929-6277	kosodate@city.numazu.lg.jp
開北小学校	055-921-4041	055-921-4042	kaihoku-e@numazu-szo.ed.jp

（３）保護者への連絡

保護者への緊急連絡は以下の方法で連絡・周知する。緊急連絡は教頭が行う。

・スタディサプリ　for　parents

・誠恵高校 HP　http://www.seikei-on.ac.jp/

・災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を活用する。なお、緊急時の連絡手段について、年度当初に保護者に伝達する。

１２　避難・防災訓練計画・防災教育計画・学校安全教育計画

（１）避難計画・防災訓練計画

日　付	訓練名	訓練内容
９月　始業式	防災訓練	地震発生時の避難経路による避難訓練

（２）防災教育計画

日　付	講座名	内容
１１月	防災講座	全校生徒対象、東部地域局職員による静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施
１月　始業式	火災防災講座	全校生徒対象、駿東伊豆消防本部職員による火災防災講座を実施

（3）学校安全教育計画

日　付	研修名	内容
4月	エピペン講習	全教職員対象、本校養護教諭（兼看護師）によるエピペン使用方法の研修
8月	防災研修	全教職員対象、東部地域局職員による防災講和・I－DEA を実施
8月	普通救命講習	一昨年に続き、教職員の希望者対象で、普通救命講習を実施

（4）避難経路・学校見取り図

避難口

	利用階段	避難口	利用クラス
本館	1階	職員通用口	理事長室・学院長室・事務長室・事務室
	2階	昇降口、正面玄関 ⇒グラウンド	校長室・職員室・保健室・小、大会議室・学院会室 mirai cafe
	3階東	各階東階段から1階非常口⇒誠恵ホール西側よりグラウンドへ	理科室・H304・H305
	4階東		理科室・H404・H405
	5階東		H504・H505・第1ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ教室
	3階中	中央非常階段から昇降口 ⇒誠恵ホール西側より グラウンドへ	H303・H306・H307
	4階中		H403・H406・H407
	5階中		H503・H506・H507
	3階西	各階西階段から昇降口 ⇒誠恵ホール西側より グラウンドへ	視聴覚室・H301・H302
	4階西		H401・H402・第4ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ教室・H409
	5階西		H501・H502 第2ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ教室・第3ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ教室
北館	1階東	各東側階段から1階東側非常口グラウンドへ 5階音楽室、4階第2美術室は緩降機の使用あり	食堂
	2階東		K203・調理実習室
	3階東		K303・第1美術室
	4階東		K403・第2美術室
	5階東		音楽室・図書館
	1階西	各西側階段から 1階西側非常口 ↓ グラウンドへ	食堂
	2階西		16HR(K202)・17HR(K201)
	3階西		14HR(K301)・13HR(K302)
	4階西		2K(K402)・3K(K401)
	5階西		図書館
体育館	1階	体育館玄関からｸﾞﾗｳﾝﾄﾞへ	体育館
	2階	体育館玄関または2階非常階段からｸﾞﾗｳﾝﾄﾞへ	
誠恵ホール		誠恵ホール玄関または非常階段からグラウンドへ	誠恵ホール
西	1階	西側階段または中央非常	N101・N102

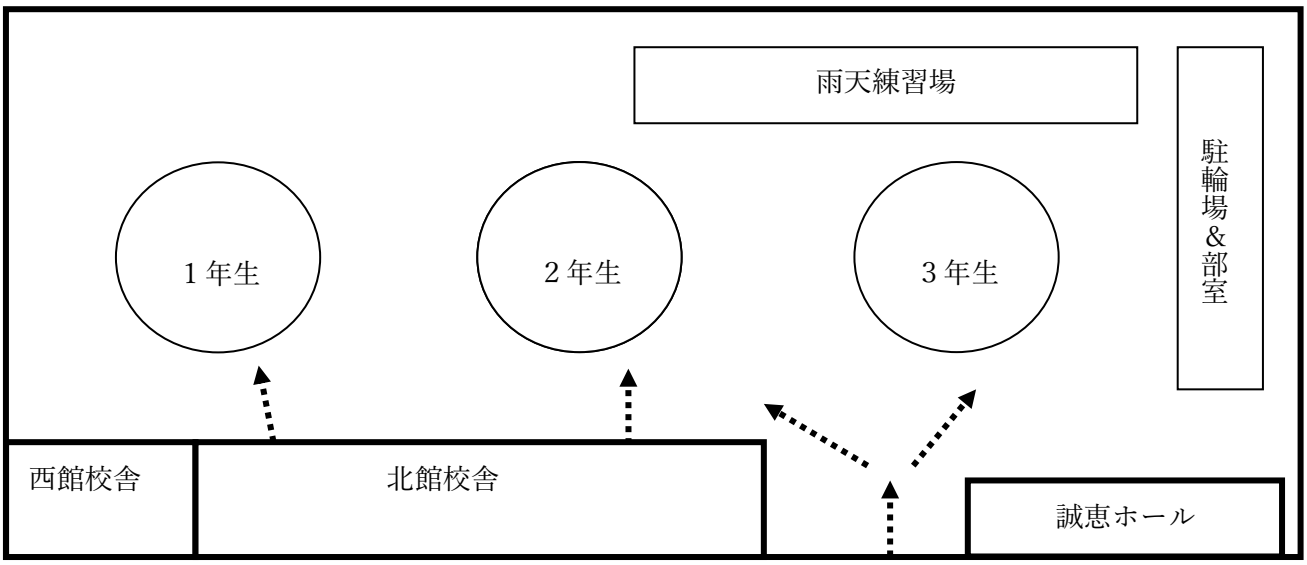
館	２階	階段から１階非常口	N201・N202・N203
	３階	⇒グラウンドへ	N301・N302・N303
	４階		N401・N402

休み時間・部活動等…最も近い階段や昇降口・非常口からグラウンドへ避難する。

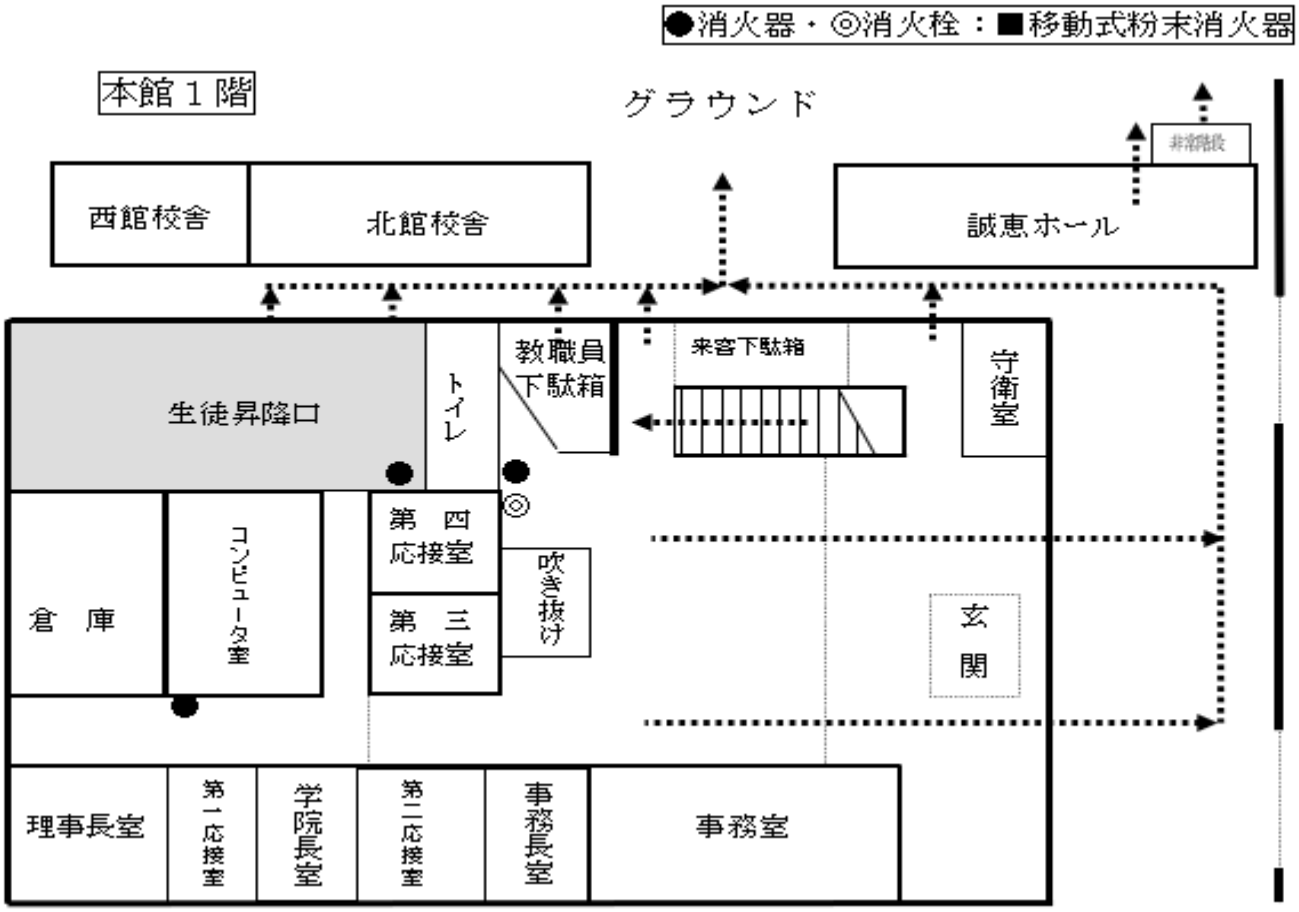
休み時間・部活動等…最も近い階段や昇降口・非常口からグラウンドへ避難する。

津波警報・大津波警報が出た場合の避難について⇒本館・北館４・５階へ避難する。

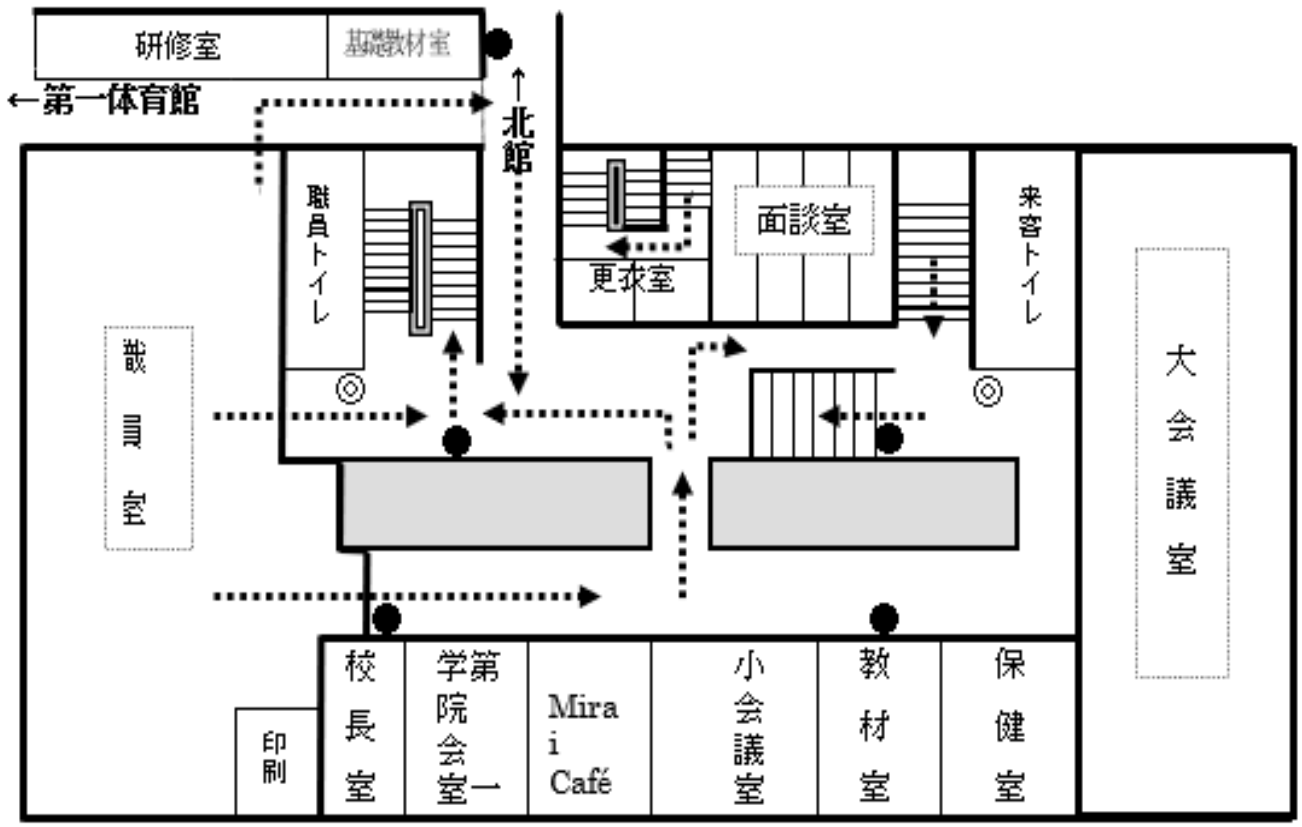
避難場所（グラウンド周辺）



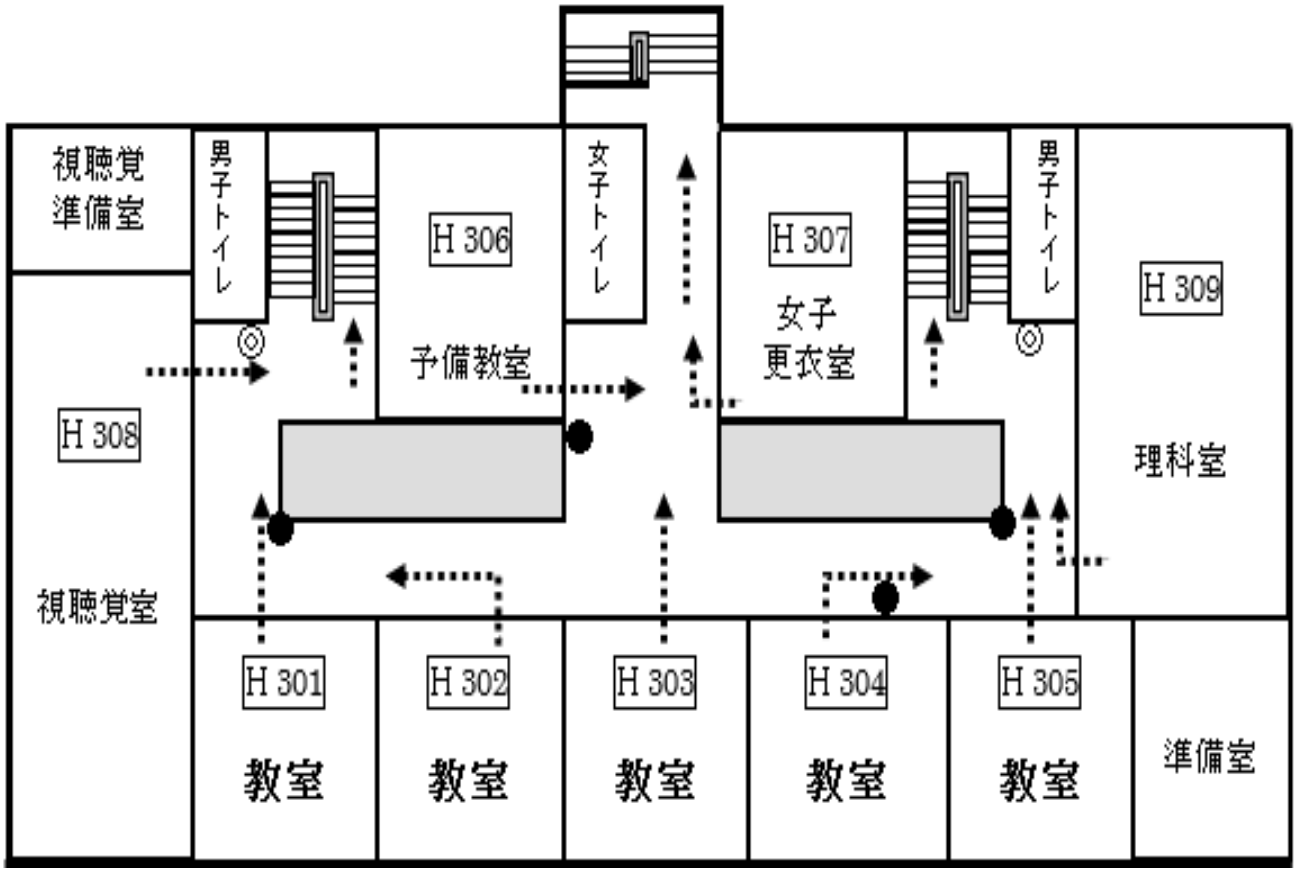
校舎配置図（避難経路）



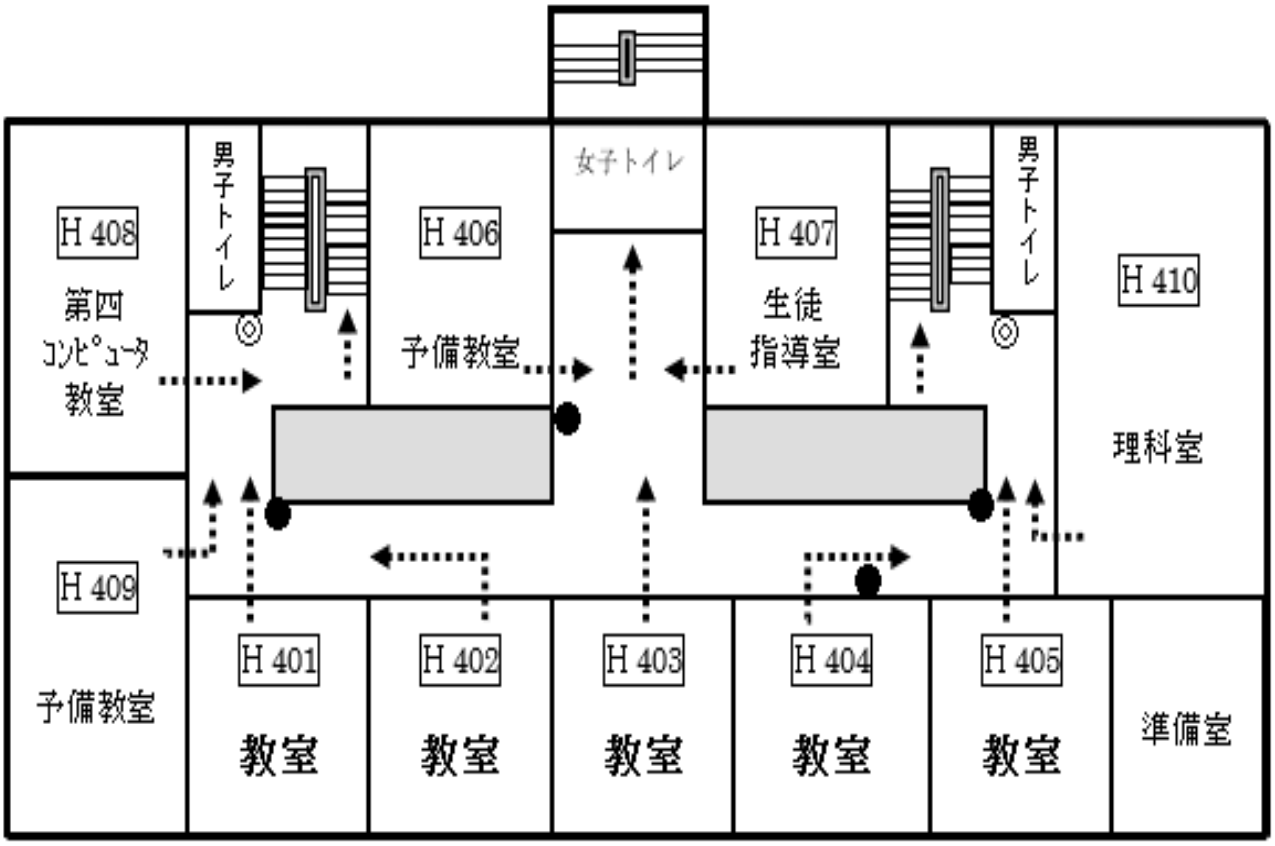
本館２階


研修室
基礎教材室
←第一体育館
↑北館
職員トイレ
更衣室
面談室
来客トイレ
大会議室
職員室
印刷
校長室
第一学院会議室
Mirai Café
小会議室
教材室
保健室

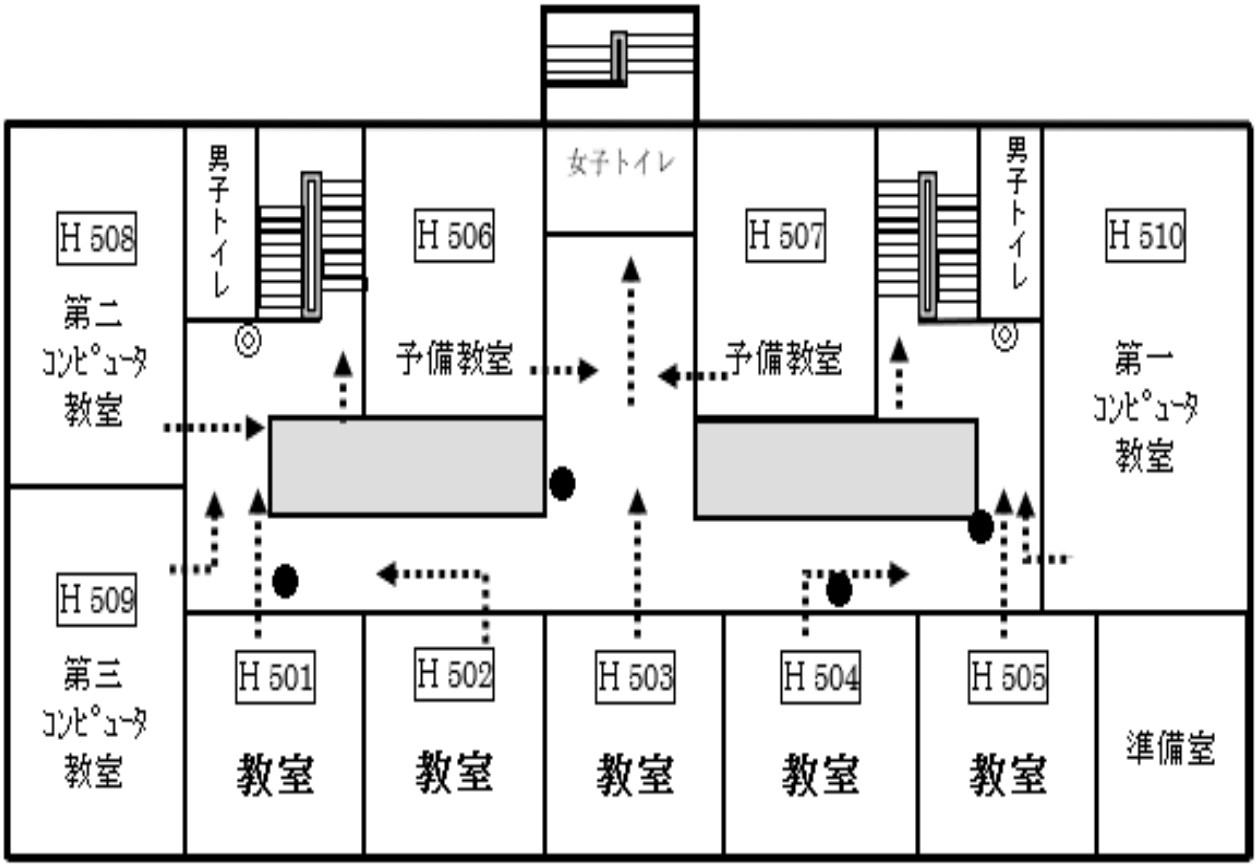
本館３階


視聴覚準備室
男子トイレ
H 306
予備教室
女子トイレ
H 307
女子更衣室
男子トイレ
H 309
理科室
H 308
視聴覚室
H 301
教室
H 302
教室
H 303
教室
H 304
教室
H 305
教室
準備室

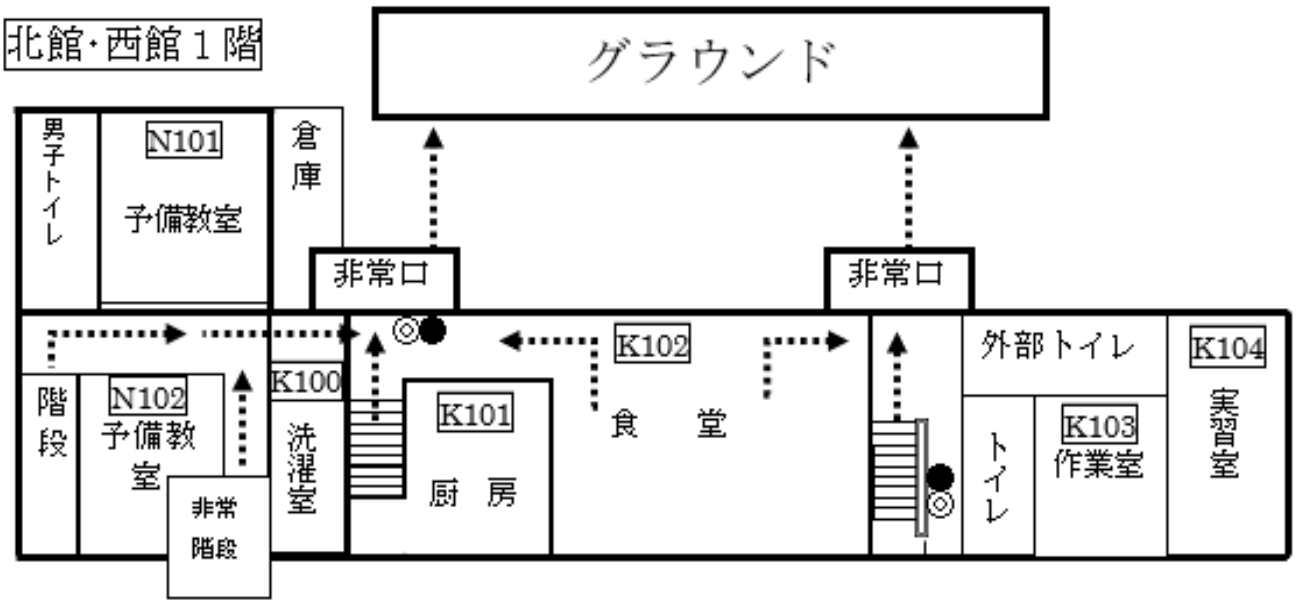
本館４階


男子トイレ
女子トイレ
男子トイレ
H 408
第四
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ
教室
H 406
予備教室
H 407
生徒
指導室
H 410
理科室
H 409
予備教室
H 401
教室
H 402
教室
H 403
教室
H 404
教室
H 405
教室
準備室

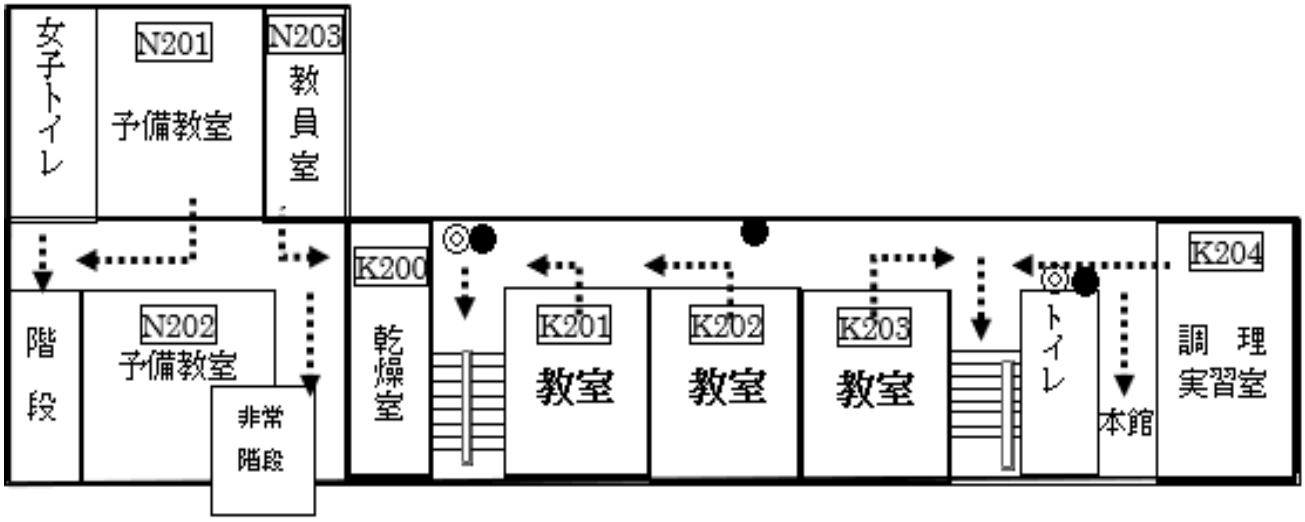
本館５階


男子トイレ
女子トイレ
男子トイレ
H 508
第二
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ
教室
H 506
予備教室
H 507
予備教室
H 510
第一
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ
教室
H 509
第三
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ
教室
H 501
教室
H 502
教室
H 503
教室
H 504
教室
H 505
教室
準備室

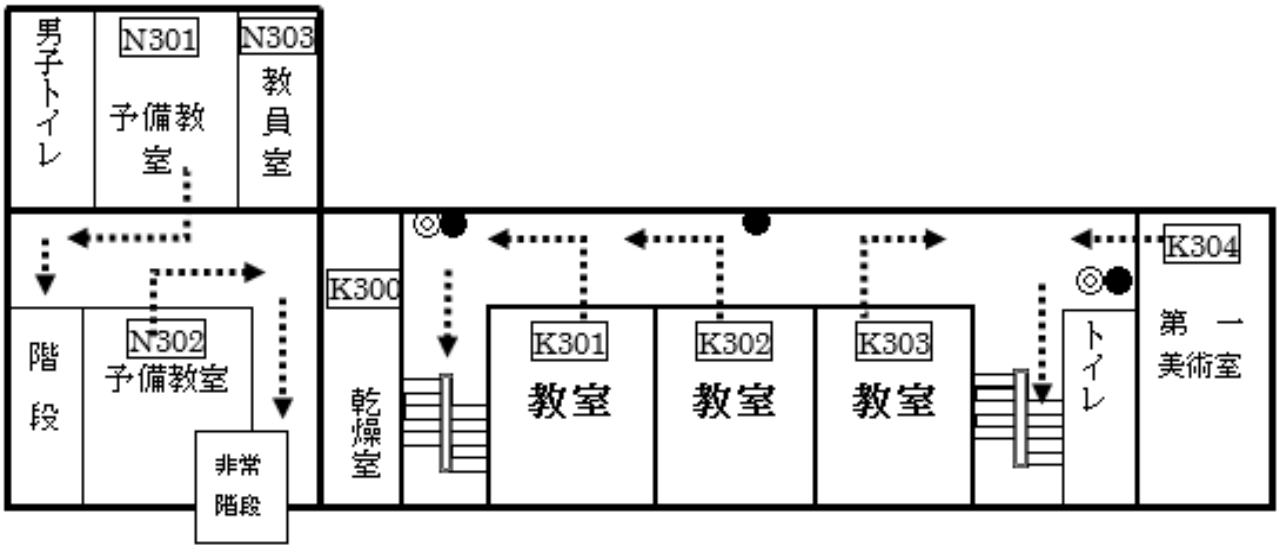
北館・西館１階



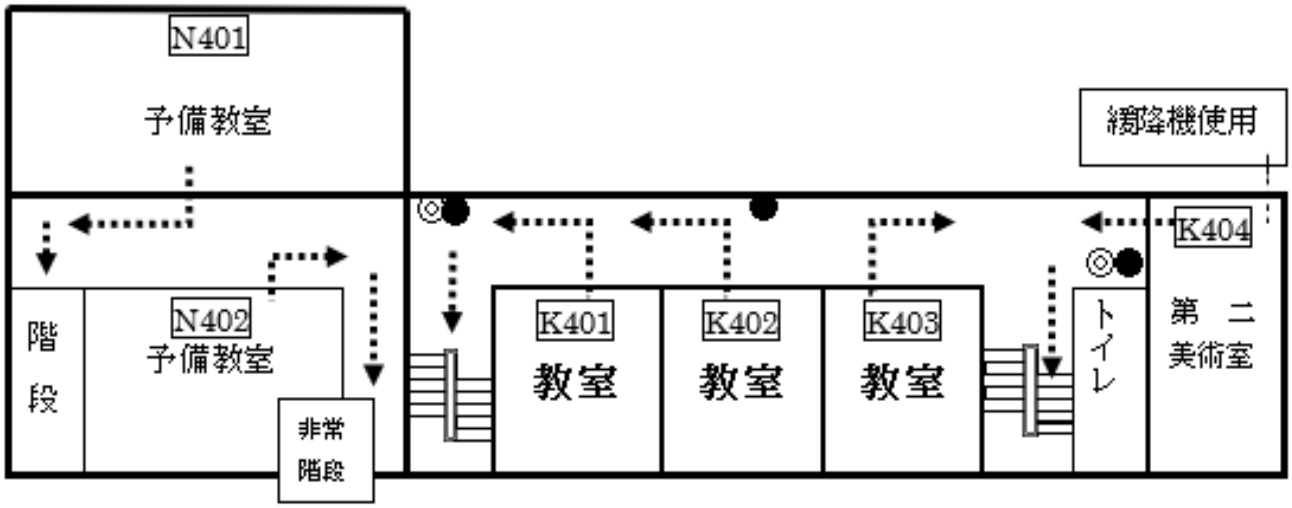
北館・西館２階



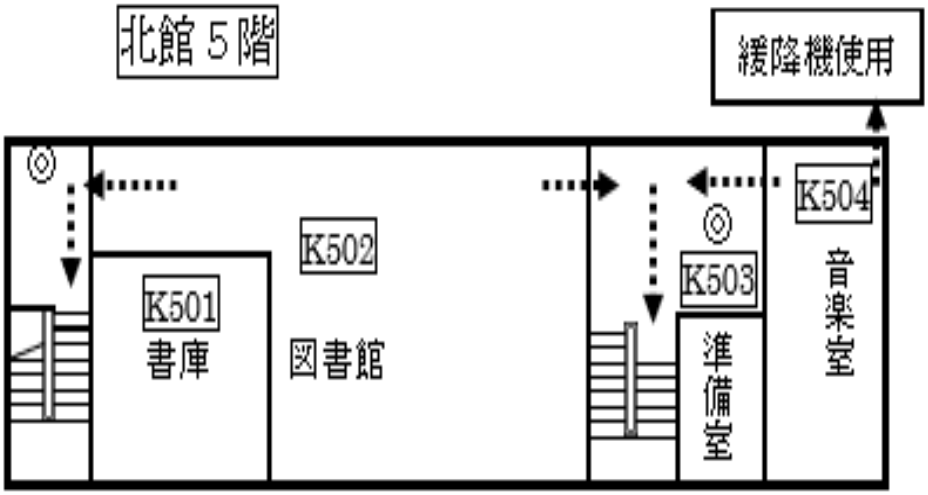
北館・西館３階



北館４階

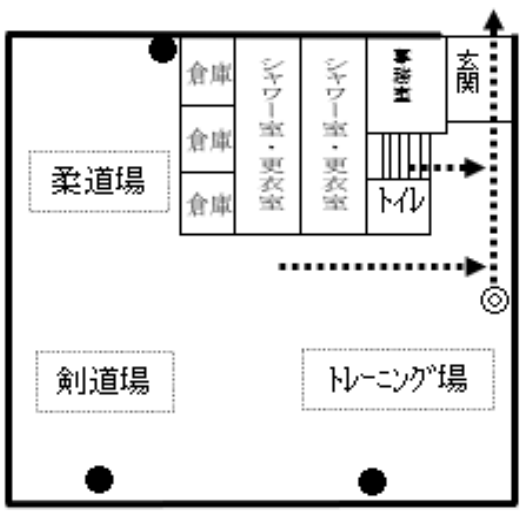


北館５階



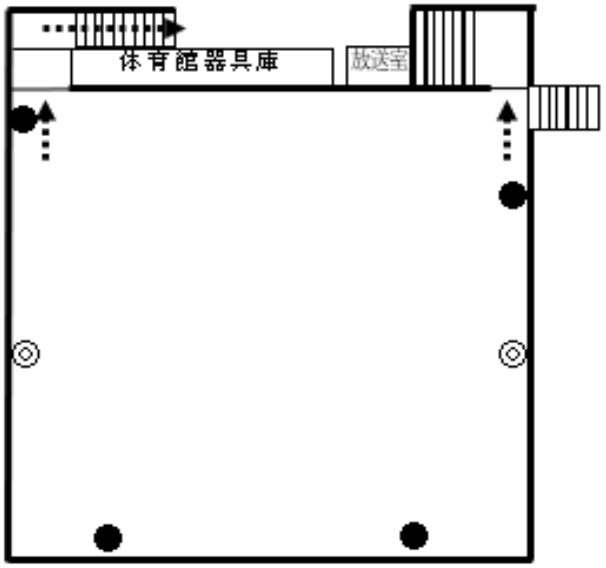
第一体育館一階

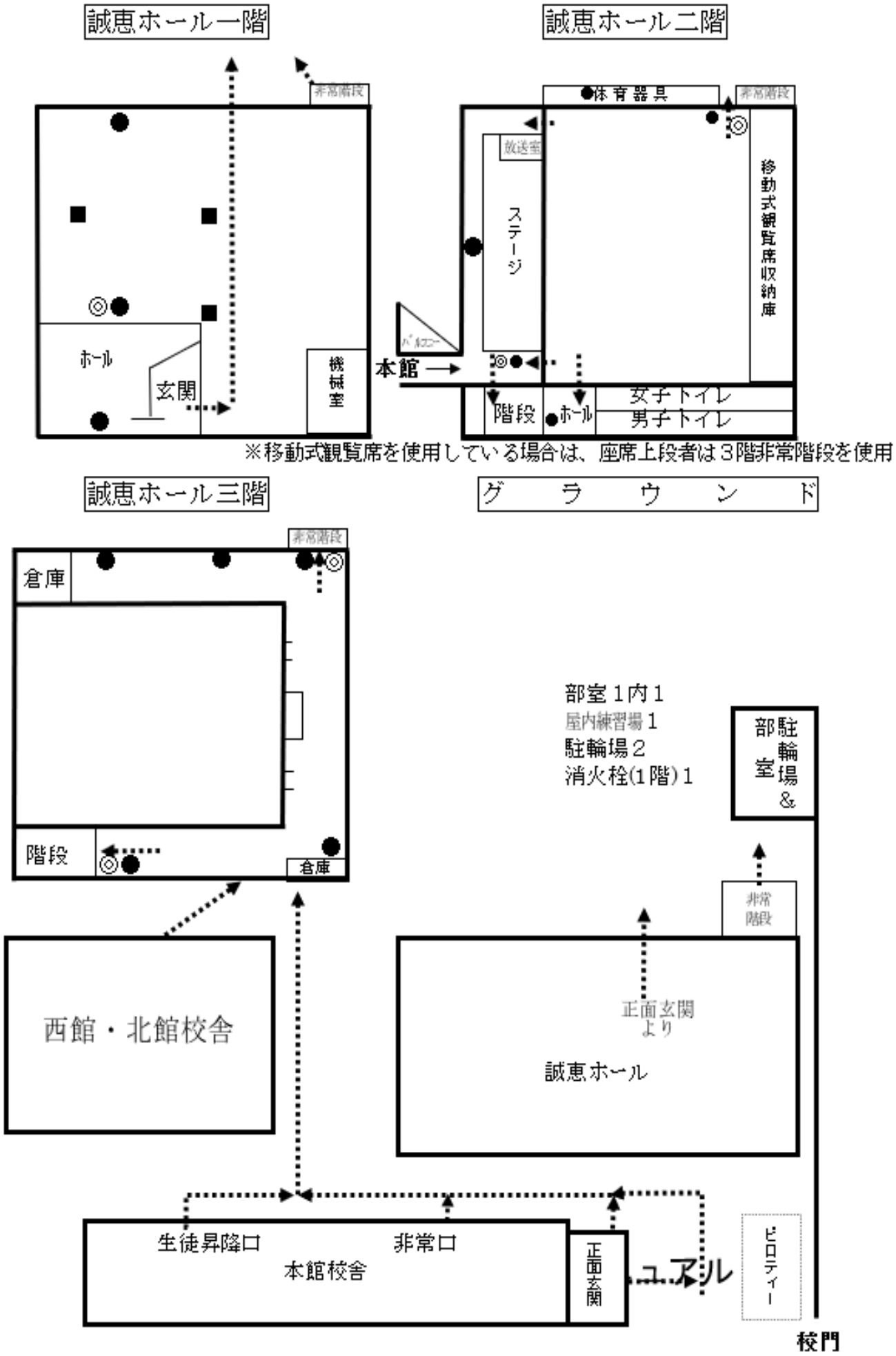
北館・本館の中庭通路



第一体育館二階

ギャラリー北東１




誠恵ホール一階
非常階段
ホール
玄関
機械室
誠恵ホール二階
●体育器具
非常階段
放送室
ステージ
移動式観覧席収納庫
バルコニー
本館
階段
ホール
女子トイレ
男子トイレ
※移動式観覧席を使用している場合は、座席上段者は３階非常階段を使用
誠恵ホール三階
グ　ラ　ウ　ン　ド
非常階段
倉庫
階段
倉庫
部室１内１
屋内練習場１
駐輪場２
消火栓(1階)１
駐輪場＆部室
非常階段
正面玄関より
誠恵ホール
西館・北館校舎
生徒昇降口
非常口
本館校舎
正面玄関
ユアビル
ピロティー
校門

（５）学校周辺地図



（６）洪水時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	氾濫注意情報 新中川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 新中川氾濫警報	情報収集・資器材準備・要配慮者の避難誘導・保護者への連絡・引渡しの開始	災害警戒本部、情報連絡班、避難誘導班、施設点検班
非常体制	避難指示 新中川氾濫危険警報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害警戒本部、情報連絡班、避難誘導班、施設点検班

１４　気象情報の基礎知識

特別警報　大雨／暴風／氾濫／土砂災害／暴風雪／大雪／波浪／高潮

警報　　大雨／氾濫／土砂災害／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮

注意報　　大雨／氾濫／土砂災害／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

気象解説情報（台風第○号）

台風が発生したときや日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表

気象防災速報（記録的短時間大雨）

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では１時間雨量110㍉以上）を観測したり、解析したりしたときに発表

気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表

気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

◎大規模地震発生時の対応（例）

<table>
<tr><th></th><th>対 応 例</th></tr>
<tr><td>発災直後の安全確保</td><td>☐ 児童生徒に対し、防災頭巾やヘルメットを着用するなどし、頭部を保護するよう、冷静で明確な指示を出す。
<table>
<tr><td colspan="3">「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる</td></tr>
<tr><td rowspan="5">頭を守る</td><td>教室</td><td>机の下に隠れる（机の脚を持つ）
外に飛び出さない</td></tr>
<tr><td>廊下・階段</td><td>ガラスに注意して中央で伏せる</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>落下物に注意して中央で伏せる</td></tr>
<tr><td>グラウンド</td><td>校舎から離れ中央で伏せる</td></tr>
</table>
☐ 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める）
☐ 出入口を確保する。</td></tr>
<tr><td>避難誘導</td><td>☐ 児童生徒の状況を把握する。
☐ 児童生徒に対し、明確な指示を出す。
「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」
余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する
※ 津波避難の場合は走ることもある
☐ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童生徒を安全な場所に誘導する。
☐ 普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に配慮する。
☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。
☐ 児童生徒の不安の緩和に努める。
☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。
☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼、欠席者、負傷者等）。
☐ ２次災害等の危険が予想された場合は、ただちに安全な場所に避難する。</td></tr>
<tr><td></td><td>☐ 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。</td></tr>
</table>

「教職員のための危機対応ＢＯＯＫ」（静岡県教育委員会）

❶ 地震発生時の初動対応

1. 命を守る

- 落ちてくる物、倒れてくる物に近づくな
- 頭を守りなさい
- 大 脚をつかむ!
- 大 姿勢を低く!

2. 落ち着かせる

- ケガをしている友達はいないか?
- 避難に備えて頭を守りなさい
- ! 子どもたちに次の行動をイメージさせる。

3. 安全に避難する

- 繰り返し襲う強い揺れ（地震）に注意しなさい
- 指示に従って避難しなさい
- 押すな！走るな！喋るな！戻るな！
- 大 揺れが弱くなったら避難を開始します。 少しでも早く！少しでも高く！

津　波　避　難





南海トラフ地震臨時情報

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

調査中	■観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	■南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	■巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

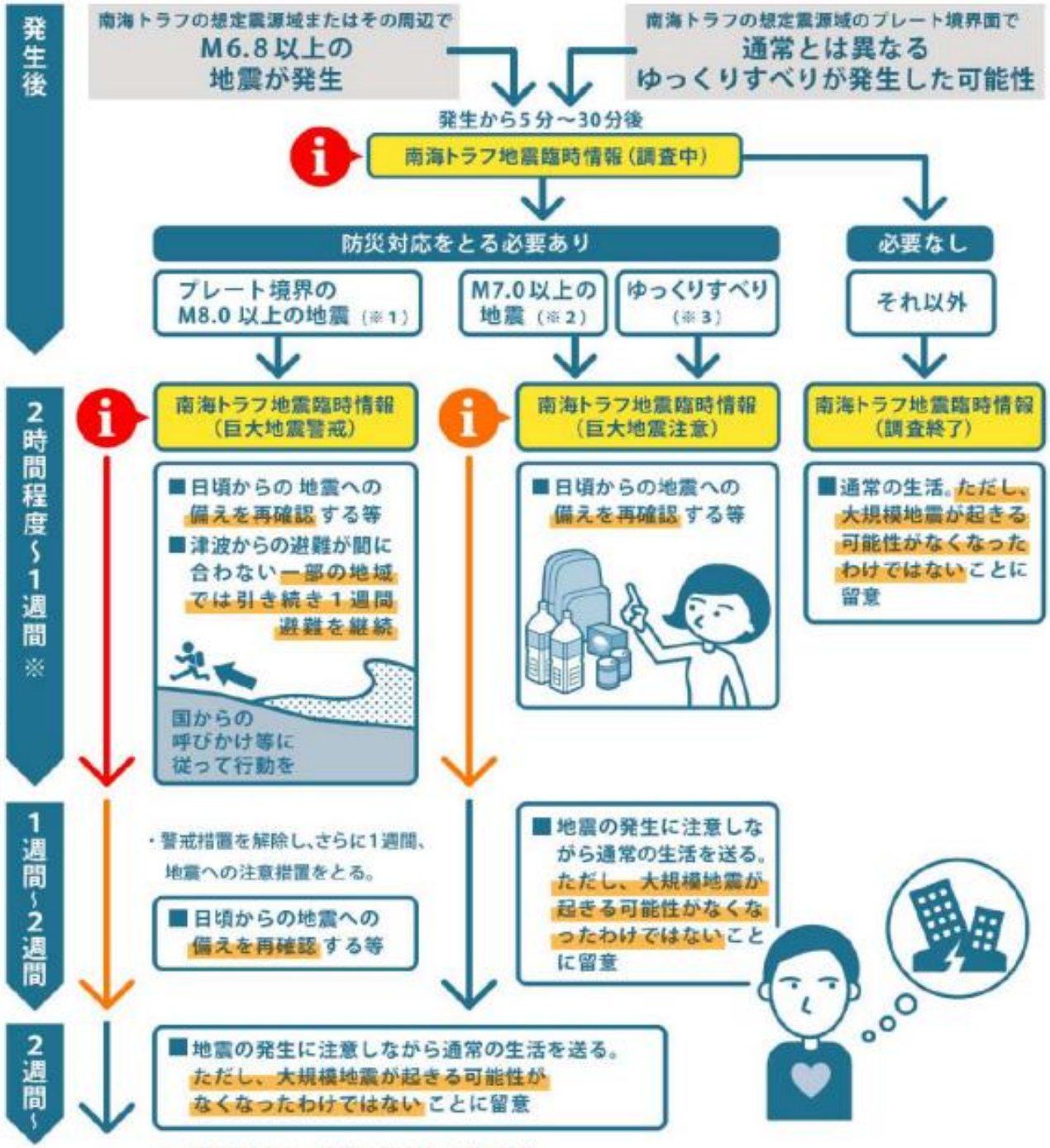


【「南海トラフ地震臨時情報」における防災対応】

時間差で発生する巨大地震に備えましょう
～南海トラフ地震臨時情報～

・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



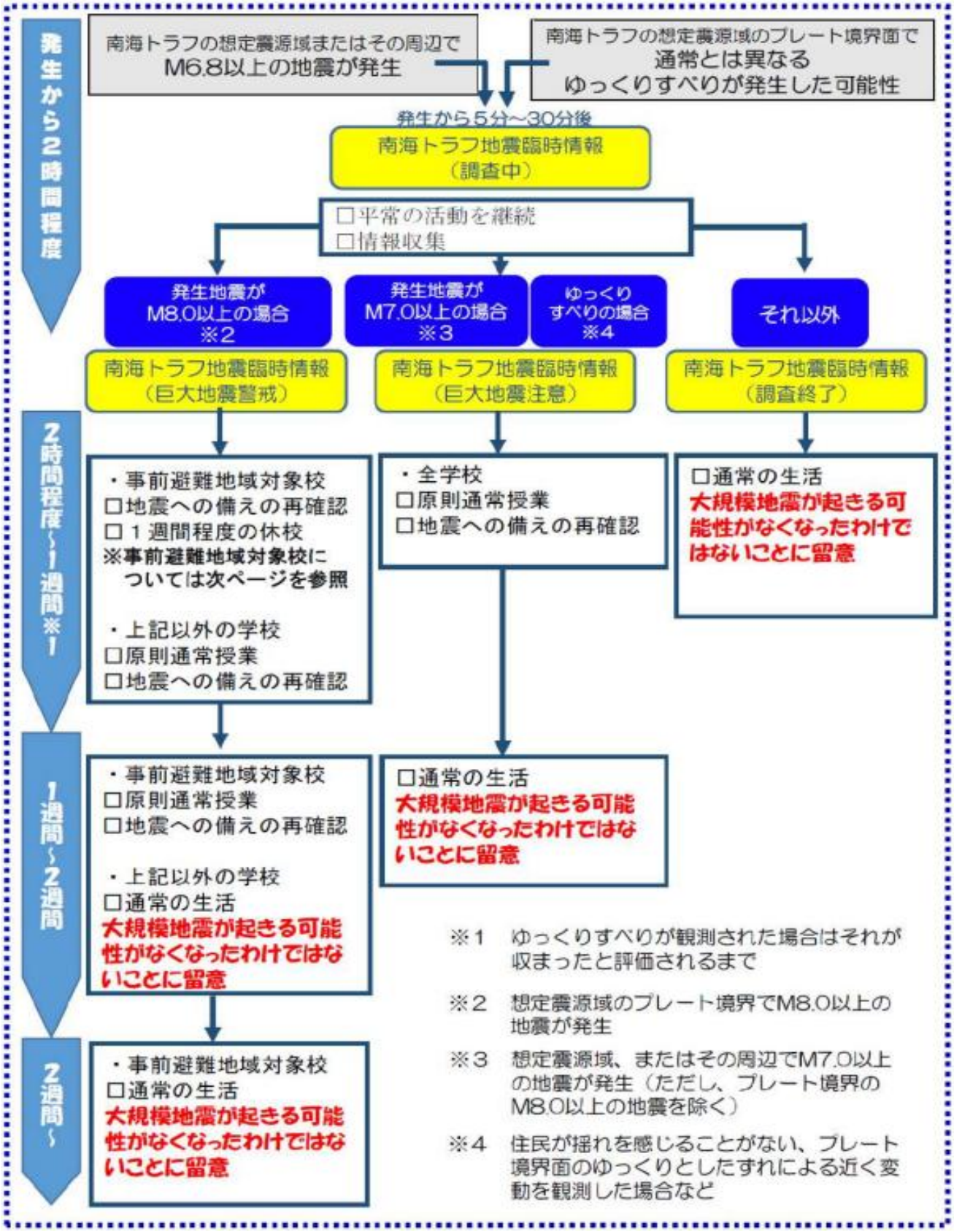
※1 想定震源域のプレート境界でM8.0以上の地震が発生
※2 想定震源域、またはその周辺でM7.0以上の地震が発生（ただし、プレート境界のM8.0以上の地震を除く）
※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など



【学校における防災対応の留意事項】

計画に記載すべき留意事項	個別の留意事項
○幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法について対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

（内閣府　「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」抜粋　H31.3）



（３）津波対策

津波対策について、本校は沼津市ハザードマップによると避難対象エリアとなっていないが、状況に応じて生徒の安全に務め、避難行動を開始する。

①津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準については７（２）を参照。

②津波警報・注意報発表時の学校の対応

注意報・警報	実施項目
津波注意報	□教育活動継続 （沿岸部の活動は中止）
津波警報 大津波警報	□上層階、屋上又は周辺高台への避難指示 □児童生徒・教職員の安否確認 □津波に関する情報収集（テレビ・ラジオ等） □学校周辺状況の目視 □関係機関への連絡調整 □学区内（通学路）の状況把握 □近隣学校との情報交換 □保護者への連絡 □学校が避難場所（津波避難ビル等）に指定されている場合、避難者の誘導等

③津波避難における留意事項

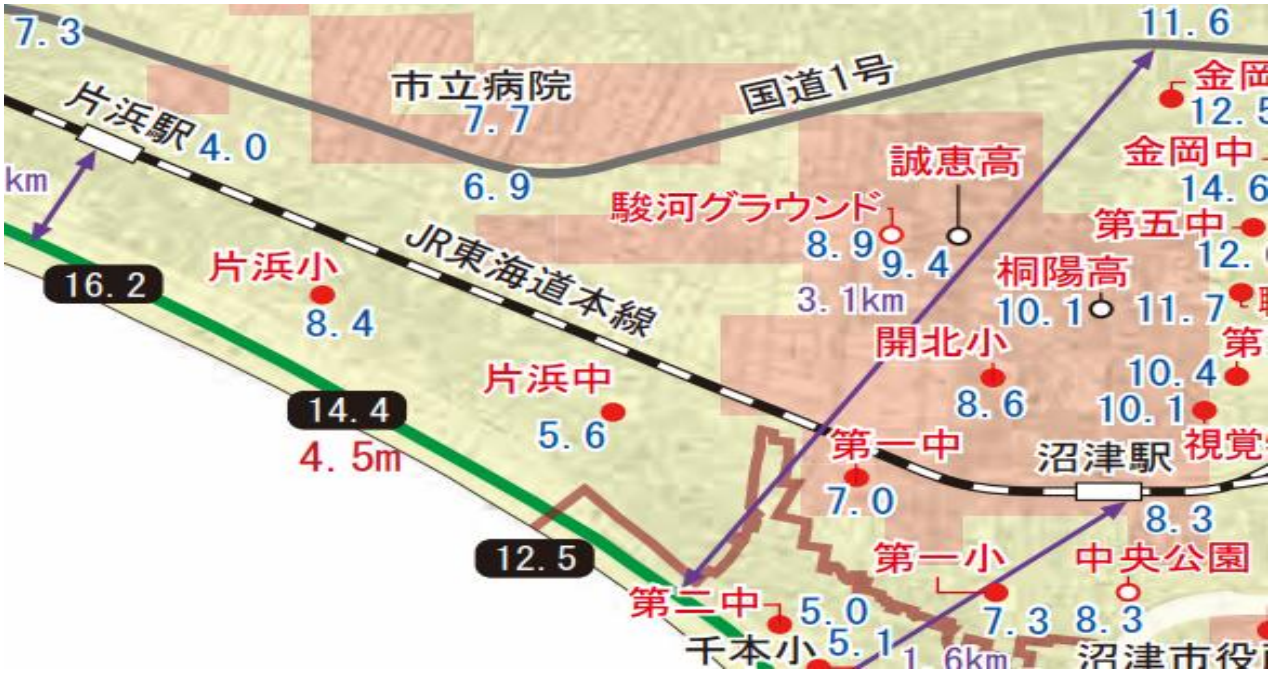
避難開始 （ただちに）	□教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 □教職員不在時は、児童生徒だけでも避難を開始する。 □沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。
避難中 （続ける） （あきらめない）	□想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高くて安全な場所への避難を継続する。 □建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し、避難行動を継続する。
避難後 （戻らない）	□津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には 近づかない。 □児童生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 □児童生徒の心身の状態を把握する。

④津波避難後の下校・引渡しにおける留意事項

判断者	□校長は津波被害の状況を確認し、下校・引渡しの判断を行う。 □校長不在時は、指揮命令順位の順番で判断を行う。
判断基準	□大津波・津波警報は解除されているか □保護者等との連絡手段の確保ができているか □学校周辺の浸水状況の確認 □利用できる交通機関はあるか □保護者の自家用車での来校は可能か □集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか ※引渡し後においても、児童生徒及び保護者の安全が確保されるまでは下校させない
引渡し （帰宅）方法	□ 団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる □津波浸水域を迂回した安全なルートを考える

参考資料

沼津市ハザードマップ（茶色線が津波避難対象区域）



（気象庁資料）

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	巨大地震の場合の表現	数値での発表（発表基準）		
大津波警報	巨大	10m超（10m<高さ）	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！  津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁）の1シーン	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  10mを超える津波により木造家屋が流失
		10m（5m<高さ≦10m）		
		5m（3m<高さ≦5m）		
津波警報	高い	3m（1m<高さ≦3m）		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。  写真：豊頃町提供（2003年）
津波注意報	（表記しない）	1m（20cm≦高さ≦1m）	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 

「津波警報・注意報と避難のポイント」（気象庁）

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

（４）風水害対策

①平常時の対策

□ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
□ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
□ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
□ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
□ 初動体制、連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
□ 避難先、避難経路等の確認
□ 避難訓練の実施

②教育活動の実施基準

７（３）を参照

③特別警報発表時における対応

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	

（対応方針）

「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。

④気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

生徒在校時の対応

１　警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
□ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化
□ 指示・連絡体制の確認
□ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始
□ 周辺校や関係機関との情報共有
２ 授業中止等の対応の検討・決定
□ 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続
□ 教育委員会等への報告
３ 下校対応

□ 通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合） □ 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） □ 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて） □ 保護者への連絡

生徒不在時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
□ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 □ 指示・連絡体制の確認 □ 必要な教職員の参集（管理職等） □ 周辺校や関係機関との情報共有 □ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
□ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 □ 必要に応じて生徒、保護者等に連絡 □ 教育委員会への報告

（５）積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応ＢＯＯＫ」（静岡県教育委員会）



（６）火山災害対策

火山災害対策については、本校は富士山火山避難基本計画、伊豆東部防災協議会のハザードマップによると避難対象エリアとなっていない。

①基礎知識

噴火警報レベルと噴火警報

富士山や伊豆東部火山群の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表され、これらに応じた避難の指示等が市町から伝えられる。

予報警報	レベル	火山の活動状況と住民等の行動	富士山	伊豆東部火山群
噴火警報	レベル５ （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合に発表されます。危険な地域からの避難が必要です。	○	○
	レベル４ （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている場合に発表されます。警戒が必要な地域からの避難や避難準備が必要です。	○	○
火口周辺警報	レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表されます。危険な地域への立ち入りが規制されます。	○	（※）
	レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想された場合に発表されます。火口周辺への立ち入りが規制されます。	（※）	（※）
噴火予報	レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏な状況です。特別な対応は必要ありません。	○	○

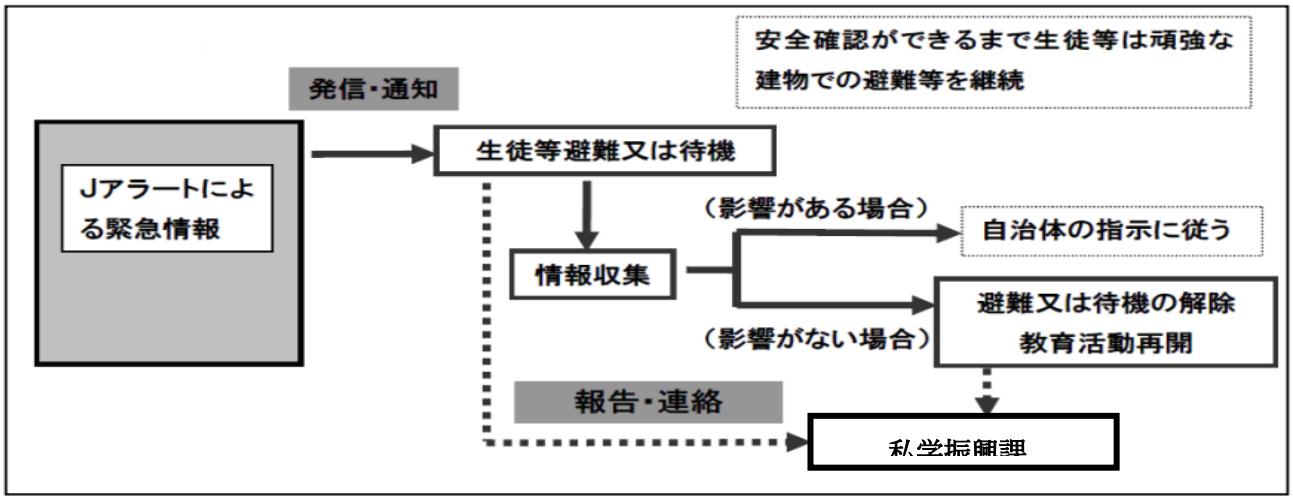
※噴火の可能性が高まっていく段階では、富士山ではレベル３以上、伊豆東部火山群では、レベル４以上が発表される。

（７）国民保護対策

①具体的対応

１　事前の対応
□ マニュアルの見直し・整備 ・「Ｊアラートにより緊急情報が発信された場合は１校時を休講とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等 □ 学校環境の安全点検及び整理整頓 □ 生徒・保護者・教職員によるＪアラート警報時の対応策の共通理解 ・Ｊアラート警報時の行動について、生徒に指導

□ 避難訓練の実施	
2　事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始業前	□ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示 □ 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 □ 避難行動 ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 □ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在校中	□ 授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる □ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	□ 校内に生徒がいる場合は、屋内避難 □ 部活動等を行っている場合は中止 □ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	□ 児童生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 □ 避難行動をやめ、出勤 □ 引き続き、情報収集
在校中	□ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 □ 引き続き、情報収集
放課後	□ 避難行動をやめるよう生徒に指示 □ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 □ 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	□ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 □ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 □ 引き続き、情報収集 □ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動



④学校の対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）警報時の対応について　　誠恵高等学校

事前対応　・「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）警報時の対応について～行動編～」等を参考に、生徒に対しＪアラート警報時の行動や態勢等を指導する
・Ｊアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

＜全国瞬時警報システム（Ｊアラート）警報発令時＞

	学校の対応	生徒の対応
始業前	生徒・保護者に対し、自宅待機の連絡を行い、情報収集を行う	自宅待機し、学校からの連絡を確認する 情報収集を行う
登下校中	生徒・保護者に対し、自宅待機の連絡を行い、情報収集を行う	屋外にいる場合は近くの建物に避難する 公共交通機関利用時は事業者の指示に従い、安全確保を行う 情報収集を行う
在校中	すべての教育活動を中止し、生徒に避難行動・避難姿勢を取らせる 速やかに屋外から校舎内へ避難させる 爆風による被害を防ぐため出来る限り窓から離れさせる 情報収集を行う	速やかに校舎への避難行動をとる 窓から離れ、離れて避難姿勢をとる 学校の指示に従い行動する

＜全国瞬時警報システム（Ｊアラート）警報解除時＞

	学校の対応	生徒の対応
始業前	生徒・保護者に対し、授業再開の連絡を行う	情報を確認し、登校する

登下校中	生徒・保護者に対し、授業再開の連絡を行う	情報を確認し、避難行動を中止し、安全を確認しながら登下校する
在校中	安全を確認し、教育活動を再開する 引き続き情報収集を行う	学校の指示に従い、教育活動を再開する

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）警報時の対応・行動について　　誠恵高等学校

【ミサイルが発射された場合】
・屋内にいる場合　⇒　窓から離れるか、窓のない部屋に避難する
・屋外にいる場合　⇒　近くの頑丈な建物（コンクリート造り等）や地下に避難する
・近くに避難できる建物がない場合　⇒　物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
【ミサイルが落下した場合】
・屋内にいる場合　⇒　換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する
・屋外にいる場合　⇒　口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
・テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
・行政からの指示（同報無線等）があれば、指示に従う
【ミサイルが通過した場合】
・避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
・落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
・防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する
※どのような状況においても、その場で最適な行動がとれるよう臨機応変に対応する
※スタサプを利用し、情報の共有と指示、伝達を行う
※継続してテレビやラジオ、インターネットでの情報収集を続ける

（８）その他

大規模停電発生時における学校の対応

事前の対応

□ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
□ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
□ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
□ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

Ⅱ　傷病者発生時・交通事故発生時等の対応について

※すべての対応について、理事長（学校医）・管理職への報告を速やかに行い、必要なら指示を仰ぐこと。

（１）一次救命処置の手順と留意点

【手　順】

①安全を確認する 誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れている人を発見した場合は、まず周囲の状況が安全かどうかを確かめる。

②反応を確認する 。

③119 番通報をして、AED を手配する。

④普段どおりの呼吸があるか確認する。

⑤胸骨圧迫を行う。

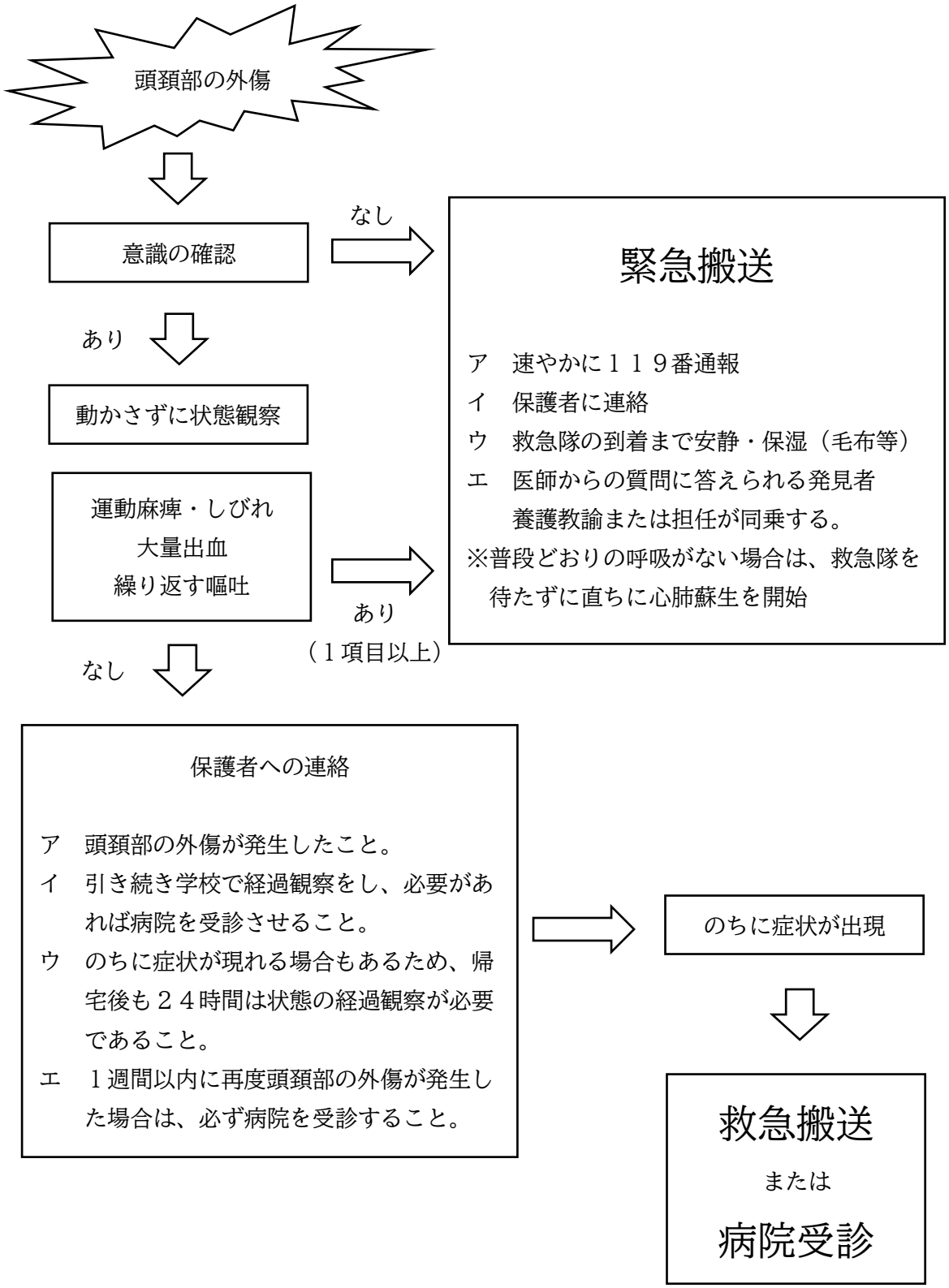
⑥人工呼吸を行う。

⑦心肺蘇生を続ける。

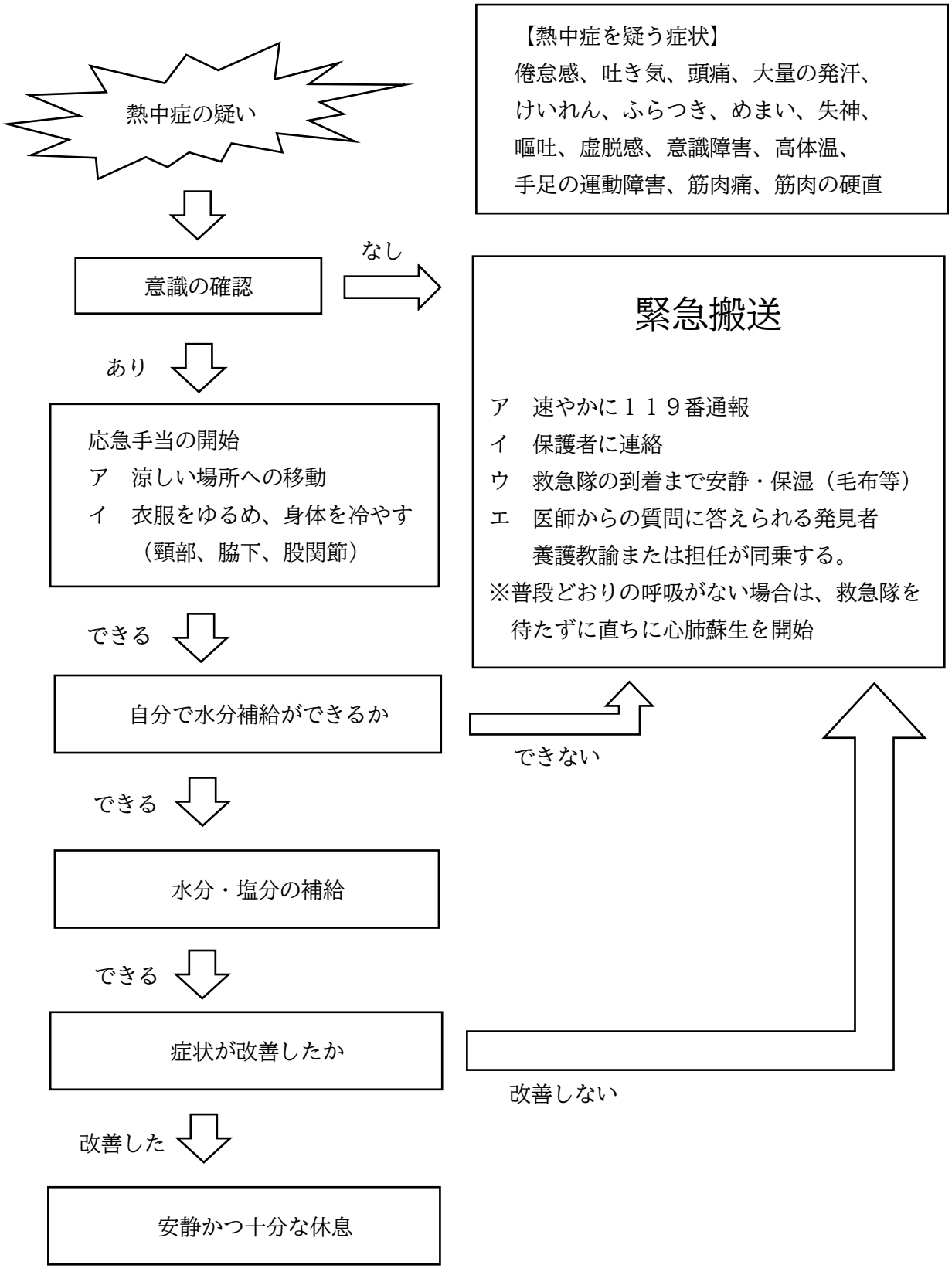
【留意点】

・意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
・突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
・119 番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
・新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
・AED の「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため小学生以上は成人用を用いること
・AED を使用する際は、ケープ等を利用して肌の露出を防ぐなど、周囲の視線からプライバシーを守るための配慮が必要となるため、AED の設置場所にケープ等を常設することが望ましい。
・119 番通報すべきか迷う場合は、「救急安心電話相談窓口（＃7119）」で専門の相談員によるアドバイスを受ける。（24 時間体制）
ダイヤル回線、IP 電話、県境の一部地域（熱海市泉、裾野市茶畑の一部）は「054-204-7119」を利用。

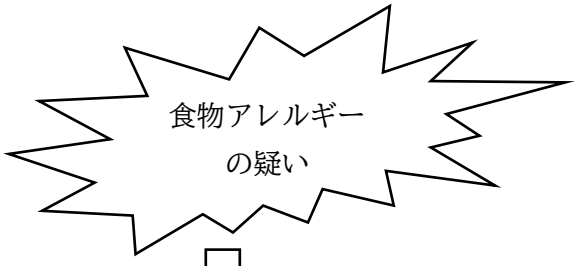
（２）頭頚部外傷への対応


頭頚部の外傷
意識の確認
なし
緊急搬送
ア　速やかに１１９番通報
イ　保護者に連絡
ウ　救急隊の到着まで安静・保湿（毛布等）
エ　医師からの質問に答えられる発見者
養護教諭または担任が同乗する。
※普段どおりの呼吸がない場合は、救急隊を
待たずに直ちに心肺蘇生を開始
あり
動かさずに状態観察
運動麻痺・しびれ
大量出血
繰り返す嘔吐
あり
（１項目以上）
なし
保護者への連絡
ア　頭頚部の外傷が発生したこと。
イ　引き続き学校で経過観察をし、必要があれば病院を受診させること。
ウ　のちに症状が現れる場合もあるため、帰宅後も２４時間は状態の経過観察が必要であること。
エ　１週間以内に再度頭頚部の外傷が発生した場合は、必ず病院を受診すること。
のちに症状が出現
救急搬送
または
病院受診

（３）熱中症への対応


【熱中症を疑う症状】
倦怠感、吐き気、頭痛、大量の発汗、
けいれん、ふらつき、めまい、失神、
嘔吐、虚脱感、意識障害、高体温、
手足の運動障害、筋肉痛、筋肉の硬直
熱中症の疑い
意識の確認
なし
緊急搬送
ア　速やかに１１９番通報
イ　保護者に連絡
ウ　救急隊の到着まで安静・保湿（毛布等）
エ　医師からの質問に答えられる発見者
養護教諭または担任が同乗する。
※普段どおりの呼吸がない場合は、救急隊を
待たずに直ちに心肺蘇生を開始
あり
応急手当の開始
ア　涼しい場所への移動
イ　衣服をゆるめ、身体を冷やす
（頸部、脇下、股関節）
できる
自分で水分補給ができるか
できない
できる
水分・塩分の補給
できる
症状が改善したか
改善しない
改善した
安静かつ十分な休息

（４）食物アレルギーへの対応



発見者
・保健室に助けを呼ぶ
・周囲の安全確認

反応があるか

なし

ア　エピペンの注射
イ　１１９番通報
ウ　ＡＥＤの準備・実施

あり

状態の把握

ア　意識の状態、呼吸、心拍等の把握
イ　症状、経過の把握
ウ　基礎情報（健康調査票）の確認
※症状は分単位で急速に進行することが多く、観察者は少なくとも６０分間は目を離さないようにする。

１次救命処置

ア　意識の状態、呼吸、心拍等の把握
イ　症状、経過の把握
ウ　基礎情報（健康調査票）の確認
※症状は分単位で急速に進行することが多く、観察者は少なくとも６０分間は目を離さないようにする。

応急処置

ア　健康調査票の指示に基づいて行う。
イ　緊急時の処方がなされている場合には使用する環境を整える。
（エピペンの使用等）
※エピペンはアナフィラキシーの補助治療薬であり、呼吸困難などの呼吸器症状が出現したらすぐに使用すべきである。

救急隊への引き渡し

⇩

救急車要請の目安

ア　アナフィラキシーの兆候が見られる場合
イ　食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いが見られる場合
ウ　管理指導表で指示がある場合
エ　エピペンを使用した場合
オ　主治医、学校医等または保護者から要請がある場合

⇩

救急隊への引き渡し

※部活動などで負傷し、医療機関を受診させる際は、移送する前にあらかじめ電話を入れるとともに、管理職と養護教諭への報告をする。

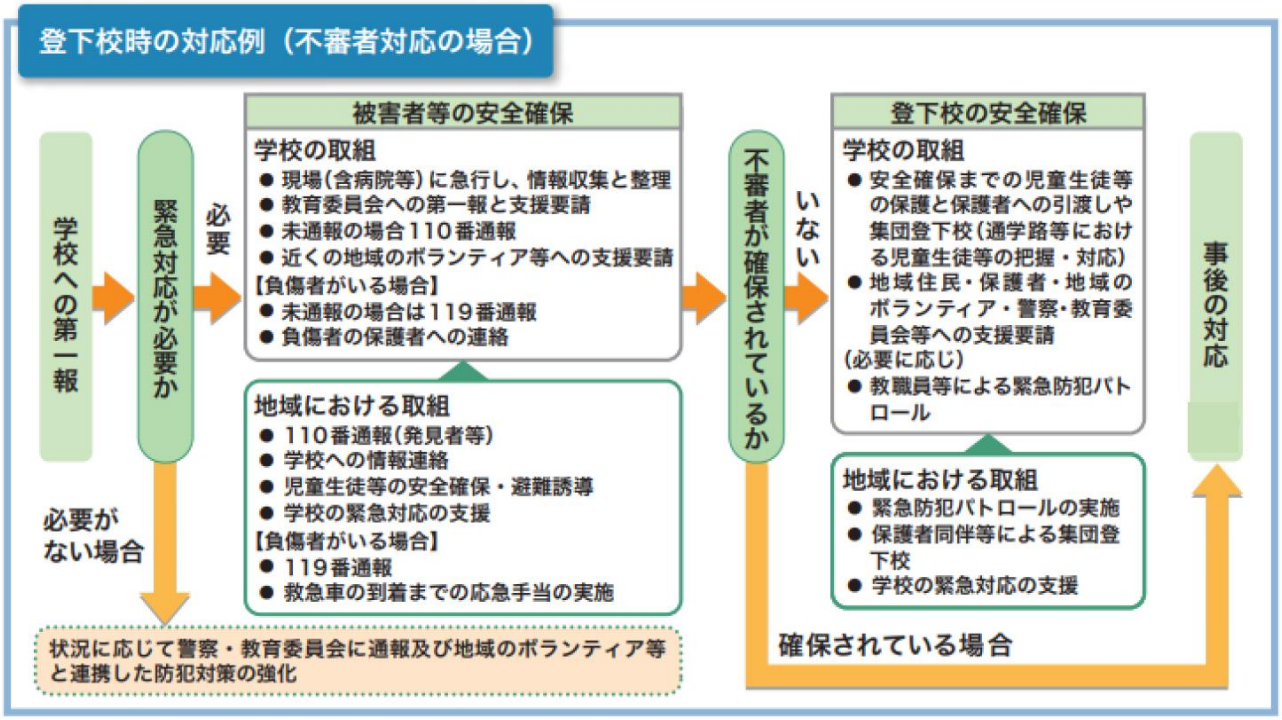
※１次救命処置の研修を随時実施していく。
※エピペンの使用を躊躇しないように、毎年研修を行う。（エピペントレーナー使用）

（５）不審者侵入への対応

不審者の立ち入りへの緊急対応	はじめの対応	（１）学校関係者以外の学校への立ち入り （２）不審者かどうかの判断 ・受付に案内 ・退去を求める（不審者とみなすことを躊躇せずに対応する） ※対応のポイント 〇複数の職員での対応（複数での侵入に対しては必ず複数の教職員で対応する） 〇危害を加える恐れはないか、凶器を持っていないかを確認 〇不審者の様子によっては、校外に退去したとしても通報 〇正門だけでなく、西門、通用門等にも注意を払う
	緊急事態発生時の対応	（１）通報する ・教職員へ緊急連絡 ・１１０番通報 ・教育委員会へ緊急連絡、支援要請 （２）生徒等の安全を守る ・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止） ・不審者の移動阻止 ・全校への周知と生徒等の掌握 ・避難誘導 ・警察による不審者の確保 ※対応のポイント 〇教職員は生徒の安全の確保 〇警察が到着するまで暴力の抑止のために多くの教職員で防御 〇全生徒の安否確認（避難経路とタイミング、過剰に意識させない） ・負傷者の確認 〇救急隊到着までの応急手当 〇速やかな１１９番通報 ※対応のポイント 〇逃げ遅れた生徒等がいないか 〇負傷の程度の救急隊への伝達 〇教職員の救急車への同乗 ★「負傷者がいない」の判断は全生徒の安全確認後
	事後の対応等	（１）事後の対応や措置をする ・緊急対策本部の設置 ・情報の収集 ・保護者への説明 ・報告書の作成 ・心のケア ・教育再開の準備

（６）登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

● 登校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より引用

【緊急対応が必要な事例】

ア　凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。

イ　登下校中の生徒等が不審者に襲われけがをした。

ウ　不審者が登下校中の生徒等に声をかけ連れ去ろうとした。

エ　金品を奪われている。

オ　周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

⇩

【学校の取り組み】

ア　警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。

イ　地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、生徒の安全確保を図る。

ウ　現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。

生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）

不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。

エ　教育委員会への第一報と支援要請を行う。

オ　被害に遭った生徒等の保護者に連絡する。

（７）学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

①ガバナンスの徹底

・法人は学校教育等における移動の安全確保について、設置する学校に対しその状況を把握し、適切に管理運営を行うこと。

・学校は、交通事業者との安全確保の措置について書面にて確認、契約すること。

・学校は、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための生徒引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。書面には引率を行う日程・校庭、引率生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等を記載。

・校外活動の計画について、書面等により、保護者に事前に連絡すること。

②適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

・学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定 制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定する。

・貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付する。

・学校、交通事業者等ともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化し、 契約に関する書面については整理して保存する。

③レンタカーでの契約の在り方

・学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行する。

・学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請する。

・法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除き、レンタカー事業者以外の事業者等に、学校に代わってレンタカー手配等の業務をさせない。

④自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

・学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、車両及び運転者の安全性について確認する。

１）事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認を行う

２）当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う

・学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底する。

⑤運転者の手配の在り方

・学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配する又は関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること。

・事業者等には、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配させない。

・学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認する。

⑥教職員の同乗について

・学校は、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）を同乗させる。そのために必要な教職員等を適切に配置する。

⑦安全意識の啓発・研修等

・法人は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施する。
・管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、運輸安全マネ ジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める。
・管理職は、教職員に、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加を奨励するとともに、都道府県私学担当部局等が、教職員に対する安全運転講習会や研修、セミナー等を実施 する際には必要に応じて安全意識の啓発を行うなど、研修、セミナー等への協力に努めること。
・学校は、自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者に対して、安全に関する情報提供を行うこと。

（８）部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

① 部活動を含む校外活動時の移動について

部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと。その際、自動車で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。また、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

②事業者との適切な契約の締結等について

部活動も含めた校外活動について、事業者に貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。特に、貸切バスの場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。

また、学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認を含め、安全確保を図ること。レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、貸渡約款に 違反するとレンタカー事業者がレンタカーについて締結している保険契約に基づく保険金等が支払われない可能性があるため、その自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。

③遠征等の必要性や移動手段の検討について

部活動において、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。 また、遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討 を行うこと。なお、遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

④部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

部活動中の安全確保については、事故発生に備えた事前の取組として、１）活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、２）緊急連絡体制の決定（保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等）、３）教職員に対する研修（事故予防、事故 発生時の応急手当等） など、学校において活動

中の事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。また、部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119 番や 110 番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設 置者への報告等を迅速に実施し、再発防止策を講じること。

⑤全体について

上記①～④を含め、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、顧問の教師等任せにせず、学校法人や学校組織全体で対応に当たること。また、部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、事故防止を含む、生徒の安全・安心の確保を図ること。

⑥部活動等校外活動の具体的運用について

校外活動・移動の安全確保に関する運用規定について

１）校外活動計画書のフォーマットおよび記載必須事項

・基本情報： 実施日程、詳細な行程、引率する生徒の人数および氏名。

・引率体制： 引率責任者及び引率者、役割分担、生徒が乗車する車両への同乗教員名。

・移動手段： 集合・解散の詳細、公共交通機関、校用車、貸切バス等の具体的な移動手段。

・危機管理・緊急対応： 緊急時の対応方針、連絡体制（引率教員間、学校、保護者、医療機関）、近隣の利用可能な医療機関や AED の配置場所。

・事前調査： 現地で想定される固有のリスク（自然災害や事故の危険性）と回避策。

２）決裁フローと保護者への周知、事前承認の徹底

：引率計画や移動計画等について、出張申請を行う前に、統一フォーマットの計画書を用いて管理職（教頭・校長）による書面等での事前承認を必須とする。

保護者への通知： 校外活動の計画（日程、引率者、費用負担、緊急時の対応方針等）について、書面等により保護者に対して事前に連絡を行う。

３）移動手段に関する安全管理ルールの厳格化

原則現地集合とするが、校用車（または私有車・レンタカー等）を利用する場合の安全管理を強化する。

保護者の同意取得：事前に同意書を配布し、保護者の承諾を得てから校用車等に乗車させる。

「安全管理チェックシート」の導入： 校用車等を使用する場合、担当教職員は「安全管理チェックシート」を用いて安全確認を行う。

事前確認： 管理職に対し、運転者の適切な運転免許の保有、事故歴・交通違反歴等の懸念事項の有無、および自動車の安全性（定期点検整備や保険加入状況等）を報告し、承認を得る。

当日確認： 出発前に、運転者の健康状態（疾病、疲労、酒気帯び等）や免許証の携帯、自動車のブレーキやタイヤの状態等を点検し、確認する。

教職員の同乗： 生徒の発達段階を踏まえ、生徒が乗車する自動車には引率教職員等が同乗することを原則とし、適切な配置計画を立てる。

４）事前指導と引率責任者の役割

引率責任者の明確化と臨機応変な対応：引率責任者は常に生徒の状況を把握し、予期せぬ天候悪化や事情の変化が生じた際は、日程や経路の変更など臨機応変な措置をとる権限と責任を持つ。

生徒への事前指導：現地集合時を含め、交通安全や現地でのリスクに関する事前の安全指導を生徒に対して徹底する。

理事長	校　長	教　頭	教　頭	教務課

校外活動（部活動・遠征等）計画書

提出日：令和　　年　　月　　日

作成・引率責任者：　　印

1. 実施概要

活動名称（部活動名等）	
目的	
実施期間	令和　　年　　月　　日（　）～ 令和　　年　　月　　日（　） （日帰り ・　泊　日）
目的地・会場名	名称： 住所： 電話番号：

2. 参加生徒および引率体制

参加生徒数	計　　名（内訳：１年　名、２年　名、３年　名） ※参加生徒名簿を必ず添付すること
引率教職員	引率責任者： その他の引率者：

3. 行程および移動手段

※現地集合・解散の詳細、利用する交通機関、校用車・貸切バス等の利用有無を明記すること。

※車両を利用する場合は、生徒が乗車する車両への教職員の同乗体制も記載すること。

月日	行程（出発時刻、移動経路、到着時刻等）	移動手段・同乗教員
月　日（　）		
月　日（　）		

4. 安全管理および緊急時対応

保護者への事前周知 および同意書の取得	配布文書・案内状：［ 添付あり ・ 添付なし ］ 同意書の回収状況：［ 全員回収済 ・ 一部未回収（理由：　　） ］

事前指導の実施	実施日： 令和　　年　　月　　日 指導内容： 交通安全・現地でのリスク回避に関する注意等
緊急時の連絡体制 （現地および学校）	現地引率責任者携帯： 学校への第一連絡先　平日：学校(055-921-5088)・休日：管理職・事務長
近隣の医療機関	病院名： 電話番号： 住所：
その他	

校外活動 車両利用に係る安全管理チェックシート

チェック日：令和　　年　　月　　日

提出者（引率責任者）：　　印

1. 基本情報

活動名称（部活動名等）	
実施日時	令和　　年　　月　　日（　）　　：　　～　　：
目的地・行程	
利用車両・運転者名	車両（校用・私有・レンタカー）： 運転者氏名：

2. 事前確認（出張申請・計画提出時）

※管理職に以下の項目を報告し、事前承認を得ること。

管理職 確認印	

確認項目	チェック	備考（特記事項）
運転者の運転免許証の有効性・種類の確認	□ 確認済	
運転者の過去の事故歴・交通違反歴等の懸念事項の有無	□ 確認済	
車両の安全性（定期点検整備の実施状況）	□ 確認済	
任意保険の加入状況（対人・対物無制限等）	□ 確認済	
児童生徒が乗車する車両への教職員の同乗計画	□ 確認済	

3. 当日確認（出発前）

※出発前に運転者および引率責任者が確認し、記録を残すこと。

確認項目	チェック	備考（特記事項）
運転者の健康状態（疾病、疲労、睡眠不足等がないか）	□ 確認済	
酒気帯びの有無（アルコールチェッカー等の使用）	□ 確認済	
運転免許証の携帯確認	□ 確認済	
車両の日常点検（ブレーキ、タイヤ、ライト、燃料等）	□ 確認済	
天候および移動ルート、緊急時連絡体制の最終確認	□ 確認済	

最終提出日：令和　　年　　月　　日

※帰校後、安全運転管理者へ速やかに提出すること

（９）交通事故への対応

● 交通事故発生後の対応

事故の連絡（生徒・保護者等から学校へ）

⇩

生徒の安否にかかる情報収集及び情報共有

ア　生徒の氏名、ケガの有無及び程度などの聞き取り

イ　事故発生場所の聞き取り

ウ　通報（１１０番、１１９番）の有無を確認（未通報の場合は通報）

エ　近くにいる他教職員へ情報の伝達及び協力の依頼

オ　管理職・保護者への報告

カ　複数の教員で現場へ急行（救急箱の持参）

⇩

生徒の安全確保及びケガの確認

ア　生徒の安全を確保及び応急手当（ケガをしている場合）

イ　搬送先の確認と救急車への同乗（生徒が病院に向かった場合）

ウ　ケガの程度及び処置の状況を確認（搬送先の病院到着後）

エ　管理職・保護者への報告

⇩

事故関係者及び事故状況の聴取

ア　事故の関係者の氏名、住所、連絡先、保険加入の有無の聞き取り

イ　現場検証への立ち会い及び事故の状況の聞き取り

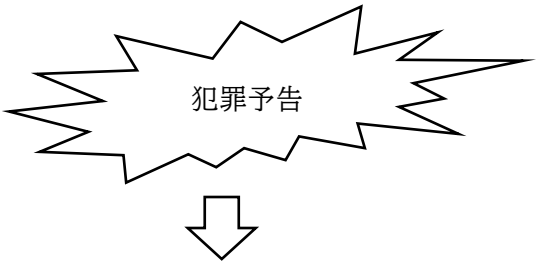
ウ　管理職、保護者への報告

● 被害者・加害者にならないための事前の対策

事故の実態把握	・生徒の交通事故の実態を把握する （いつ、どこで、どのような事態が発生したのか） ・不安全行動の確認及び登下校時の行動観察 （横断時に確認しない、一時停止しないなど）
通学路の点検	・定期的な通学路を点検 （交通事故に結びつく環境条件を特定と除去） ・危険箇所の抽出、分析、管理 （通学環境の安全化）

生徒への指導	【警察への通報】 事故時の対応の理解 （速やかな通報、車両ナンバーの把握等） 【加害者となった場合の責任】 ①刑事上の責任 （相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる） ②民事上の責任 （被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う） ③行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける） ④道義的責任（被害者を見舞い謝罪する） 【その他留意点】 ①本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあること。 ②自転車に係る各種保険について周知を行う。
効果的な交通安全教育	【目標】 ・危険予測、危険回避の学習を通じた安全な行動の実践 ・交通ルールに従った行動の実践 ・自分の力で自分を守る行動の適切に実践 【実施方法】 ・主体的・対話的で深い学びのスタイル （例）交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリング ※モデリング…模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。 ※ミラーリング…他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。

（１０）学校への犯罪予告・テロへの対応



ア　相手から詳細に内容を聴取する。（いつ・誰が・どこで・何を・どのように）
イ　管理職へ報告する。
ウ　警察に連絡し、県教委へ報告する。
エ　生徒の避難場所を確保する。（避難場所候補地の検討・安全確認）
オ　生徒を避難させ、人員を確認する。
カ　保護者へ連絡する。（状況報告・引渡し時刻と場所の確認）
キ　県教委・私学振興課へ報告

（１１）インターネット上の犯罪被害への対応

ア　アップロードされた文書・画像等をすべて保存する。
イ　管理職へ報告する。
ウ　被害生徒から情報を収集する。
　（事前に被害生徒と保護者から聞き取りの可否を確認する）
　①内容を知っているか ②加害者の心当たり ③内容に対する思い
　④保護者、友人等への相談状況
エ　必要があればいじめ防止対策委員会を開催し、迅速に対応する。
　①事実確認 ②いじめの認否 ③対応方針の決定 ④教員の役割分担
オ　被害生徒、加害者、保護者への対応
　（被害生徒の心情を最優先し、保護者へ状況を丁寧に説明する。）
カ　県教委・私学振興課へ報告
　※加害者が本校生徒以外の場合は、警察や他校等、関係機関と連携し対応に当たる。

（１２）クマ出没に対する対応と安全確保

学校及び登下校におけるクマ被害の可能性は低いが、本校施設である誠恵グラウンドや野外部活動においてクマ遭遇の可能性は否定できない。

ア　クマ出没情報を随時確認し、情報があれば活動自体を自粛する。
イ　情報は管理職へ報告、共有する。
ウ　クマ目撃情報の段階で活動を中止する。活動中であれば直ちに避難する。
エ　警察、消防等へ連絡。
オ　避難後の人員を確認する。
カ　保護者へ連絡する。（状況報告・引渡し時刻と場所の確認）
キ　県教委・私学振興課へ報告